

上越市
原子力災害に備えた
屋内退避・避難計画
(案)

令和 5 年 月
新潟県上越市

< 目 次 >

第1章 総則

1 計画の目的	1
2 計画の基本方針	1
3 計画の修正	1

第2章 原子力災害対策の基本事項

1 計画の対象地域	2
2 原子力災害に対応するための防護措置等	4
3 防護措置の実施基準	6

第3章 市の対応体制

1 災害対策本部等の設置	13
2 情報連絡体制	15
3 住民等への情報伝達	18
4 相談窓口の設置	20
5 緊急時モニタリング	21

第4章 住民等の屋内退避・避難体制

1 屋内退避の実施	23
2 避難等の実施	25

第5章 要配慮者等の避難体制

1 要配慮者への対応	29
2 園児、児童、生徒への対応	32
3 観光客等一時滞在者への対応	32

第6章 原子力災害医療

1 安定ヨウ素剤の配布・服用	33
2 スクリーニング及び簡易除染	36

第7章 避難者の支援等

1 避難所の運営	38
2 避難の長期化に備えた対応	38
3 生活必需品等物資の確保	38
4 他自治体からの避難者受入	38

資料 上越市地区別避難先等一覧……………資料 1～資料 9

資料 スクリーニングポイント候補地一覧……………資料 10、資料 11

資料 原子力災害時の主な避難経路図……………資料 12

第1章 総則

1 計画の目的

本計画は、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）において、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に定める原子力災害（原子力発電所の事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常な放出により生じる被害）が発生又は発生するおそれが生じた場合に備え、「上越市地域防災計画（原子力災害対策編）」（以下「地域防災計画」という。）に基づき、市民、市内勤務者及び市内一時滞在者等（以下「住民等」という。）の屋内退避、一時移転及び避難（以下「避難等」という。）等を円滑に実施するために必要な事項を定めるものである。

2 計画の基本方針

原子力災害対策指針（平成24年10月31日原子力規制委員会決定）では、原子力発電所の状況に応じて決定される緊急事態区分（警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態）及び緊急時活動レベル（E A L : Emergency Action Level）、運用上の介入レベル（O I L : Operational Intervention Level）の基準に応じ、屋内退避や避難等の防護措置を行うこととしている。

当市域における防護措置は、原子力災害対策指針や地域防災計画第1章第8節に基づき、放射性物質の放出前は「屋内退避」を基本とし、放射性物質の放出後は、屋内退避を継続しながら、緊急時モニタリング等の結果を踏まえ区域を特定して避難等を実施する。

3 計画の修正

本計画は、今後、関係法令、原子力災害対策指針、地域防災計画等の改正や国、県、県内市町村及び防災関係機関との引き続きの協議・検討結果により、隨時更新する。

また、県が定める「新潟県原子力災害広域避難計画」（以下「新潟県広域避難計画」という。）や、県がまとめた原子力災害時の新潟県広域避難マッチングと整合を図る。

第2章 原子力災害対策の基本事項

1 計画の対象地域

本計画の対象地域は、市内全域とする。なお、屋内退避や避難等の実施を計画する地域は、地域防災計画で「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」として定めている避難準備区域（U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone）内とし、避難準備区域（U P Z）外においても屋内退避や避難等が必要となった場合には、本計画を基に適切に対応する。

【原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲】（以下「重点区域」という。）

即時避難区域 【予防的防護措置を準備する区域】（P A Z） …原子力発電所から半径おおむね 5

キロメートル圏

- 放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。
- 全面緊急事態となった場合、原則として直ちに避難を実施する。

避難準備区域 【緊急時防護措置を準備する区域】（U P Z） …原子力発電所から半径おおむね 5

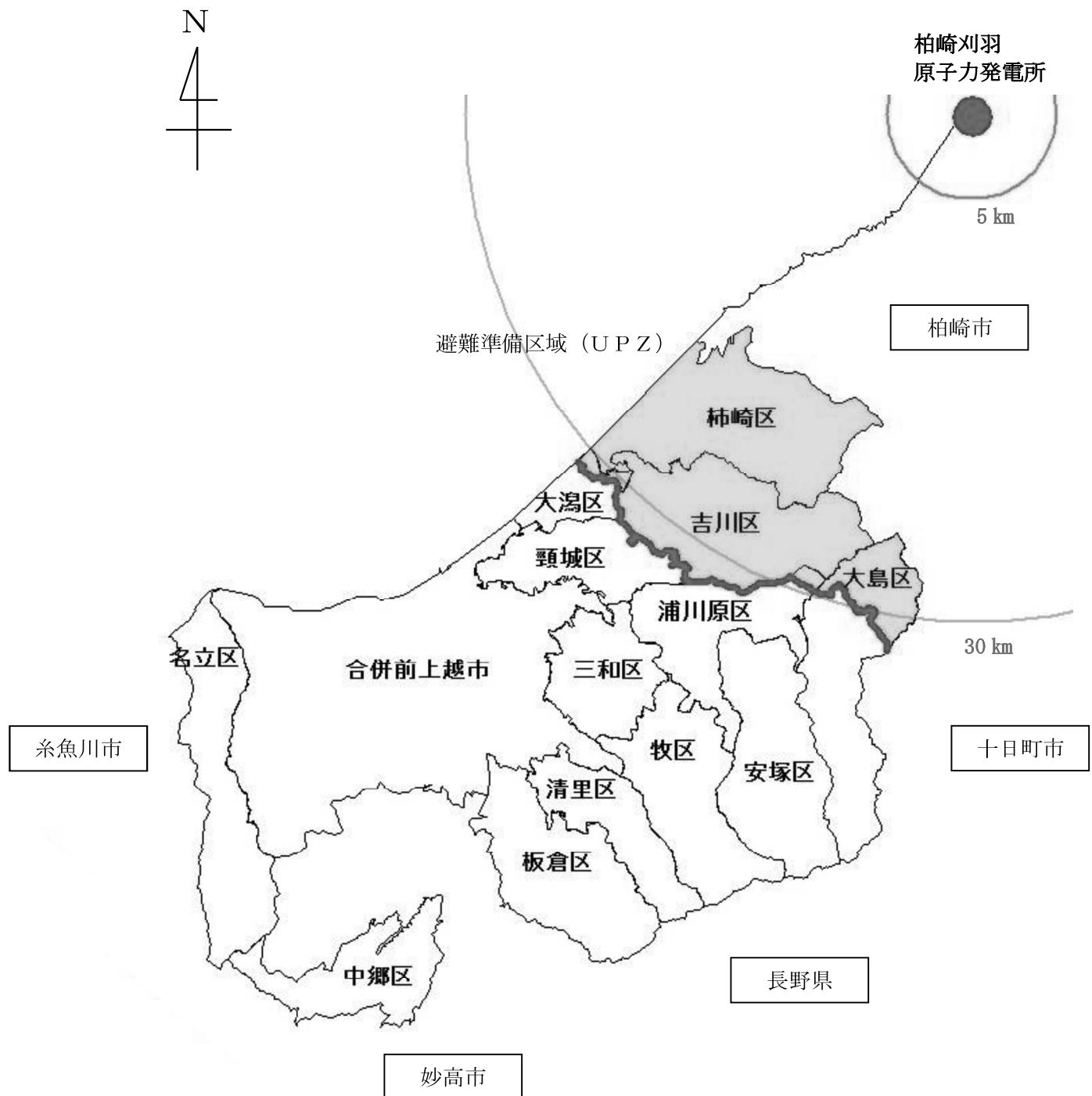
～30 キロメートル圏

- 事故の不確実性や急速な進展の可能性等を踏まえ、防災対策を実施する区域。
- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階においては、速やかに屋内退避を実施する。
- 放射性物質の放出に至った場合、屋内退避を継続しながら、緊急時モニタリング （放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。） の結果等に基づき、必要な場合は避難等及び安定ヨウ素剤の服用などを実施する。

【当市における重点区域】

区域名	区域の範囲
即時避難区域 (P A Z) 〈おおむね 5km 圏〉	該当なし
避難準備区域 (U P Z) 〈おおむね 5km～30km 圏〉	<ul style="list-style-type: none">柿崎区：全域吉川区：全域浦川原区：小麦平町内会大島区：板山町内会、田麦町内会、竹平町内会、藤尾町内会大潟区：雁子浜町内会、内雁子町内会

【当市における重点区域】



2 原子力災害に対応するための防護措置等

原子力災害対策指針で示されている、原子力災害に対応するための主な防護措置は以下のとおり。市は、国や県の指示又は独自の判断に基づき、必要な防護措置等を行う。

(1) 屋内退避

自宅や公共施設などの屋内に退避し、呼吸等による放射性物質の体内への取り込みを抑制するとともに、屋外の放射性物質からの放射線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。

屋内退避は、避難等の指示が行われるまで被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難等の実施が困難な場合に実施する。また、避難準備区域（UPZ）内においては、原子力発電所から放射性物質が放出されていない段階においても、予防的な防護措置として屋内退避を実施する。

なお、屋内退避が長期にわたる場合には生活に支障が出るため、原子力発電所の状況や放射性物質の放出状況などを踏まえ、屋内退避措置の緩和や解除、又は避難等を実施する。

(2) 避難等

住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に実施する防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。

原子力災害対策指針では、以下の2通りが規定されている。

① 一時移転

緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域であるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間（一週間程度）の内に当該地域から離れるため実施する防護措置。

② 避難

空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれがある地点から速やかに離れるため緊急に実施する防護措置。

(3) 安定ヨウ素剤の予防服用

安定ヨウ素剤をあらかじめ服用し、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの予防又は低減を図る防護措置であり、原則として、原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、国又は県、市の指示に基づいて服用する。

(4) スクリーニング及び簡易除染

放射性物質が皮膚や衣類等に付着することによる外部被ばくや、呼吸等による内部被ばくの低減、汚染の拡大防止を目的に、住民等の身体の表面や物品等への放射性物質の付着の有無を確認する（スクリーニング）とともに、基準値を超えた場合には放射性物質を取り除くための処置（簡易除染）を行う。

(5) 飲食物の摂取制限

飲食物中の放射性物質濃度の測定を行い、一定以上の濃度が確認された場合に、当該飲食物の摂取を回避することで経口摂取による内部被ばくの低減を図る。

(6) 自然災害との複合災害時における対応

複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

市及び県は、避難時の周囲の状況等により避難を行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要する場合は、居住者等に対し、屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示するものとする。

市及び県は、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している中で、自然災害を起因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うものとする。その際には、市及び県は、国と緊密な連携を図るものとする。

(7) 感染症の流行下における対応

感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第1項に定める新型インフルエンザ等を指す。）の流行下において原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。

避難等を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人ととの距離の確保、マスクの着用、手洗いを含む手指衛生等の感染症対策を実施する。

屋内退避の指示によりUPZ内の自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないこととする。ただし、一時集合場所等においては、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度、数分間窓を全開にする等の換気を行うよう努めることとする。

具体的な感染症対策については、「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン（内閣府（原子力防災担当）、令和2年11月）」を参考に実施するものとする。

3 防護措置の実施基準

緊急時においては、住民等の無用な被ばくを避けるよう、情報収集により事態を把握し、原子力発電所の状況や距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要となる。

(1) 緊急事態の段階

緊急事態においては、事態の進展に応じて、関係者が共通の認識に基づき意思決定を行うことが重要である。

特に、初期対応段階においては、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じる必要がある。

【緊急事態の段階】

事態の進展			
緊急事態に対する準備	緊急時対応		復旧
準備段階	初期対応段階	中期対応段階	復旧段階
<u>原子力事業者、国、地方公共団体等がそれぞれの行動計画を策定して関係者に周知するとともに、これを訓練などで検証・評価し、改善を行う。</u>	<u>放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置等の対応を行う。</u>	<u>環境放射線モニタリングや解析により放射線状況を十分に把握し、防護措置の変更・解除や長期防護措置の検討を行う。</u>	<u>被災した地域の長期的な復旧策の計画に基づき、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行う。</u>

「原子力災害対策指針」の一部をイメージ化

(2) 緊急事態の初期対応段階における体制整備と防護措置の考え方

原子力災害対策指針では、初期対応段階において適切に防護措置を実施するために次の3つの緊急事態区分が設定され、各事態においてるべき防護措置が決められている。

① 警戒事態 (A L : Alert)

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれがあるものではないが、原子力発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、原子力規制庁が行う緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備への協力などの緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者※を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階。

この段階において、市は災害警戒本部を設置する。

※原子力災害対策指針において、以下のとおり定められている。

「施設敷地緊急事態要避難者」とは、P A Z内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的措置を実施すべき者として次に掲げるものをいう。

イ 要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの

ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者

ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

② 施設敷地緊急事態 (S E : Site Area Emergency) ※原災法第10条に基づく通報

原子力発電所において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力発電所周辺において施設敷地緊急事態要避難者の避難及び緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階。

この段階において、市は災害対策本部を設置する。

原災法第10条は、原子力災害に至る可能性のある段階での原子力事業者による通報義務を定めている。

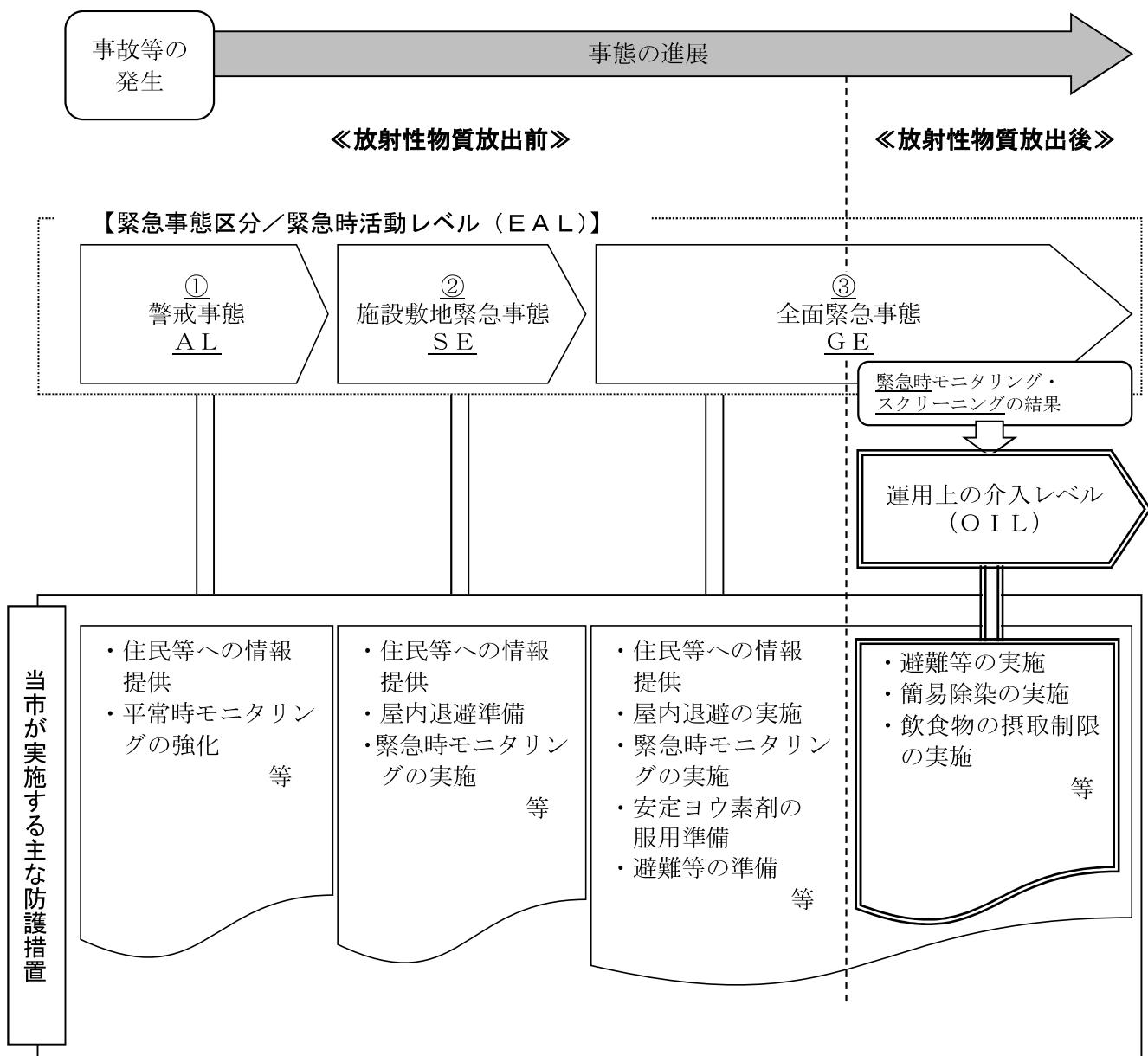
③ 全面緊急事態 (G E : General Emergency) ※原災法第15条に基づく報告（内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言の基準に該当）

原子力発電所において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響（ある一定の放射線量を超えると現れるとしている影響）を回避し、又は最小化するため、及び確率的影響（放射線の量の増加に従って、障害の発生する確率が大きくなる傾向がある影響）のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。

この段階において、市は災害対策本部を設置する。

原災法第15条は、放射性物質等が異常な水準で原子力事業所外へ放出された、又は放出されるおそれのある段階で内閣総理大臣が発する「原子力緊急事態宣言」等について定めている。

【防護措置実施の流れ】



※モニタリングは県が実施

(3) 事故等発生から全面緊急事態までの防護措置の基準

① 避難等防護措置にかかる指示の内容や発出時期については、原子力災害対策指針に基づき、
原子力発電所の状況や発電所からの距離に応じて、段階的に実施するものとする。

② 即時避難区域（P A Z）、避難準備区域（U P Z）における対応

即時避難区域（P A Z）

- 放射性物質の放出前に避難を開始する。
- 施設敷地緊急事態要避難者は、優先して早期に避難する。
- 全面緊急事態（G E）の段階において、避難と同時に安定ヨウ素剤を服用する。

避難準備区域（U P Z）における対応

- 全面緊急事態（G E）の段階において、屋内退避を実施する。

③ 緊急事態区分及びE A L

原子力発電所の状況に応じて緊急事態を下表の3つに区分する。

どの緊急事態に区分されるかは、緊急時活動レベル（E A L）で判断する。

※E A Lの具体的な事象の設定については、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）が原子力事業者防災業務計画に定めている。

緊急時活動レベル（E A L）と判断基準

		緊急時活動レベル（E A L）と判断基準（例）
緊 急 事 態 区 分	警戒事態 (A L)	<ul style="list-style-type: none">原子炉の運転中に原子炉への全ての給水機能が喪失原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値までで低下柏崎市又は刈羽村において、震度6弱以上の地震が発生
	施設敷地 緊急事態 (S E)	<u>原災法第10条の通報すべき基準に該当</u> <ul style="list-style-type: none">原子炉の運転中に全ての給水機能が喪失し、高圧の非常用炉心冷却装置による注水が直ちにできない全非常用交流原電が喪失し、その状態が30分以上継続
	全面 緊急事態 (G E)	<u>原災法第15条の原子力緊急事態宣言発令の基準に該当</u> <ul style="list-style-type: none">原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉の停止ができない原子炉の運転中に全ての給水機能が喪失し、全ての非常用炉心冷却装置による注水が直ちにできない

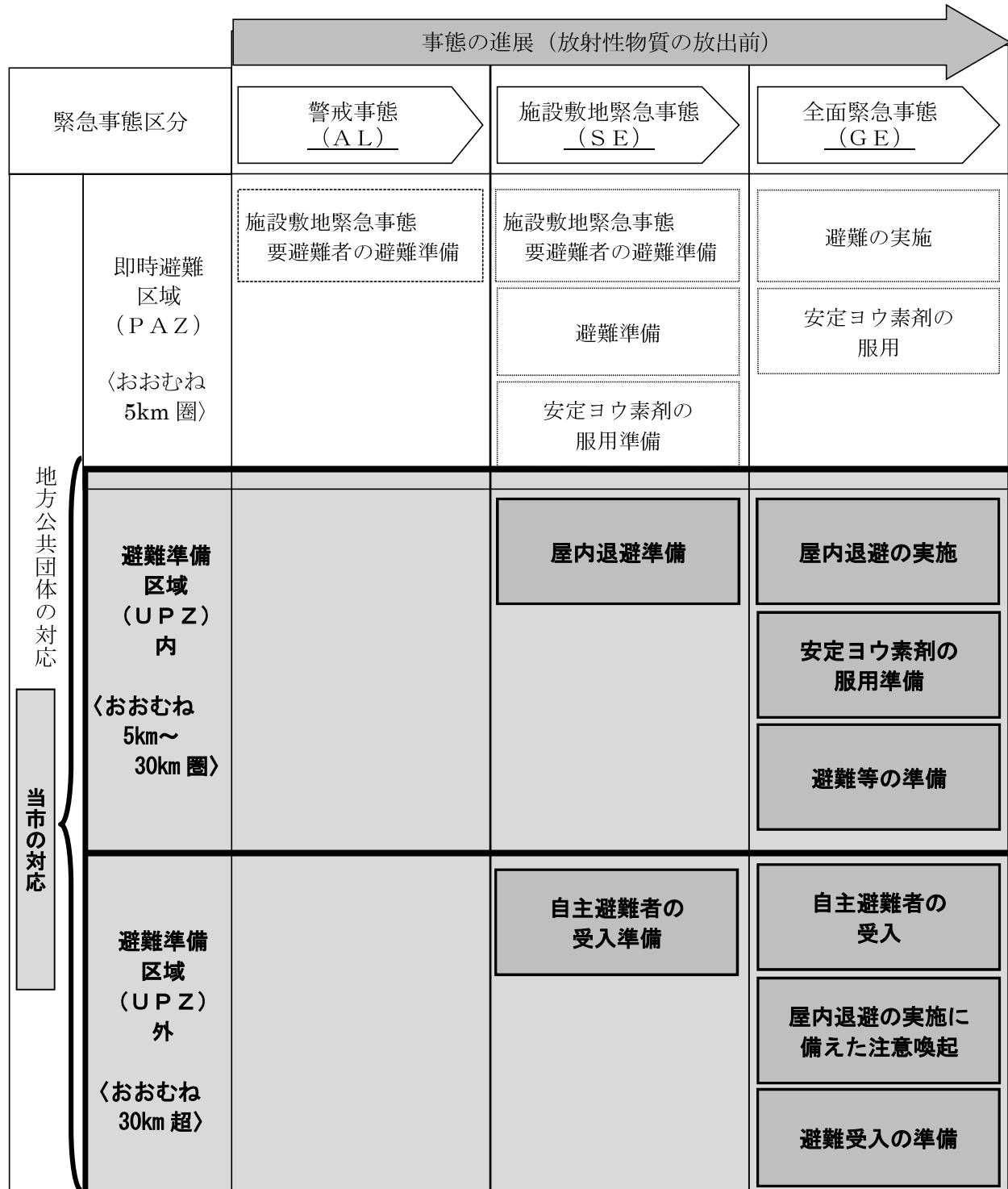
※ 各緊急事態区分を判断する緊急時活動レベル（E A L）の枠組みは、地域防災計画資料編
第5部 5-3を参照。

【事態の進展に応じた防護措置のフロー】

市は、国や県の指示又は独自の判断に基づき、緊急事態区分に応じた防護措置を実施する。

※ 太枠内が当市が実施する防護措置

「原子力災害対策指針」、「新潟県地域防災計画」を基に上越市作成



(4) 放射性物質放出後の防護措置

放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L）と照らし合わせ、防護措置を実施する。

① 運用上の介入レベル（O I L）について

原子力災害対策指針で示されている運用上の介入レベル（O I L）は次のとおり。

【O I Lと防護措置について】

「原子力災害対策指針」から

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}		防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})		数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線: 40,000 cpm (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線: 13,000 cpm [1ヶ月後の値] (皮膚から数cmでの検出器の計数率)		
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})		1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに 1 週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})		数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
			ブルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点での必要な場合にはO I Lの初期設定値は改訂される。

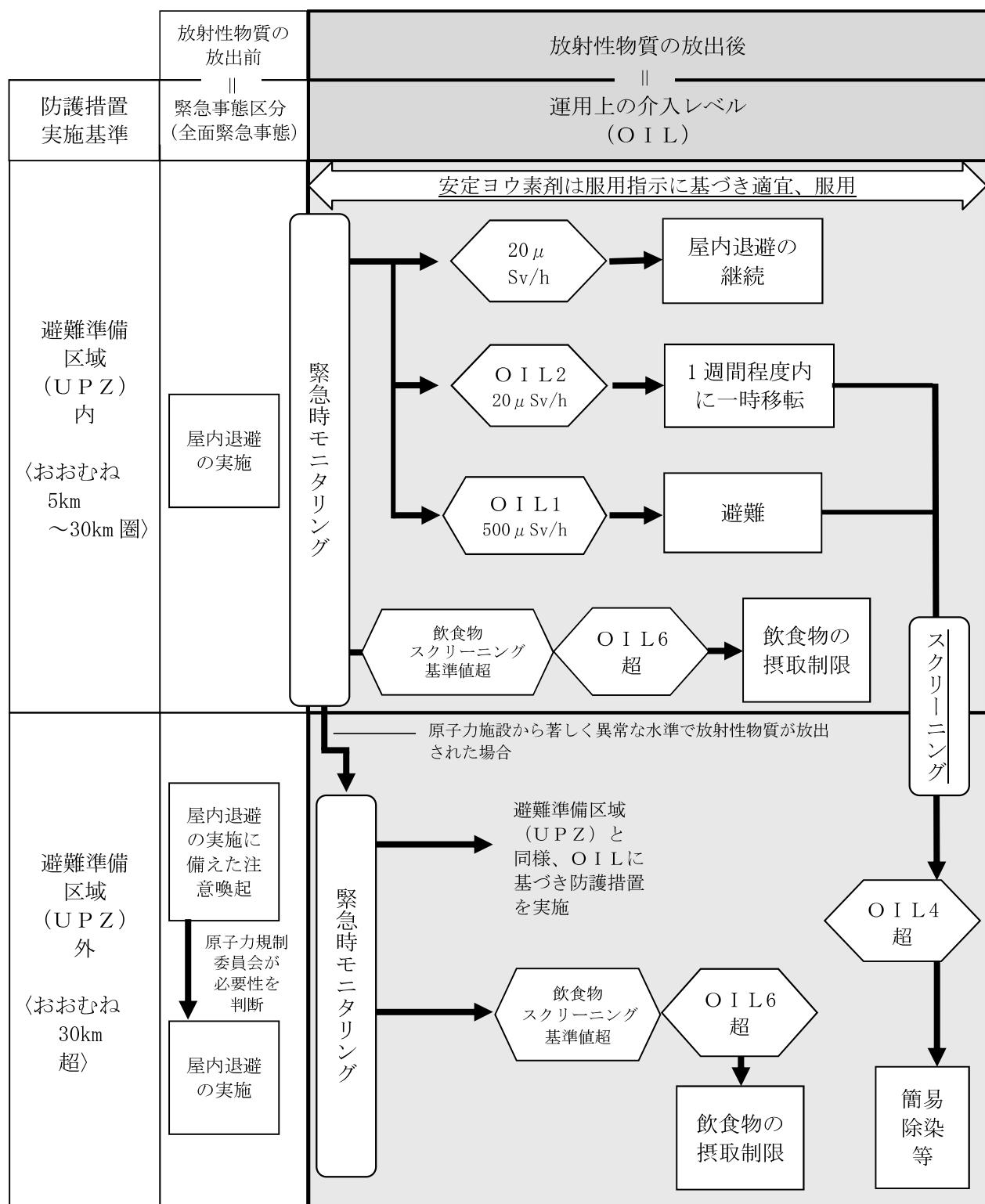
※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

② 防護措置の内容

市は、国や県からの指示等により、運用上の介入レベル（O I L）に応じた防護措置を実施する。

【運用上の介入レベル（O I L）に基づく防護措置の流れ】

「原子力災害対策指針」などを基に上越市作成



第3章 市の対応体制

1 災害対策本部等の設置

緊急時には、地域防災計画に定める災害対策本部等の設置基準に基づき、災害警戒本部又は災害対策本部を設置する。

災害対策本部等の設置基準に達した時には、職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な活動体制をとるとともに、国、県及び原子力事業者等から情報を得るなど連携を図りつつ、事故・災害の状況把握等に努め、適切に対応する。

(1) 設置基準

災害対策本部等の設置基準は下表のとおり。

態勢	設置基準	活動体制	緊急事態区分
第1次配備	1 柏崎市又は刈羽村で、震度5弱以上を観測する地震が発生したとき 2 <u>その他発電所の運転に影響を及ぼす恐れがある情報が通報されたとき</u>	災害警戒本部	情報収集事態
	3 柏崎市又は刈羽村で、震度6弱以上を観測する地震が発生したとき 4 <u>柏崎市又は刈羽村の沿岸を含む津波予報区で、大津波警報が発令されたとき</u> 5 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が1μSv/hを超える数値を検出したとき 6 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事態に相当する重要な故障が認められるとき 7 その他市長が必要と認めるとき		警戒事態
第2次配備	1 発電所の事故により原災法第10条に基づく通報があったとき	災害対策本部 現地災害対策本部	施設敷地 緊急事態
	2 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき 3 その他市長が必要と認めたとき		全面緊急事態

(2) 活動体制の確立

① 災害警戒本部、災害対策本部の体制

各本部の設置場所、実施責任者、構成員等は地域防災計画第2章第3節を参照。

② 現地災害対策本部の設置

災害対策本部の設置と同時に、市長が指名する副市長を長とする現地災害対策本部を原子力防災センター（オフサイトセンター（OFC））に設置する。

③ 専門家等の派遣要請

市は、緊急時における迅速かつ円滑な避難等の防護措置に資するため、市の原子力アドバイザーから必要な対応などについて助言等を得るとともに、地域防災計画に基づき、国等に対し専門家等の派遣を要請する。

- ア 国への専門家の派遣要請
- イ 指定地方行政機関の長への職員派遣要請（又は県への斡旋の要請）
- ウ 原子力事業者への職員派遣要請

④ 自衛隊の派遣要請等

市は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣を要請する。

⑤ 原子力被災者生活支援チームとの連携

市は、初期対応段階における、緊急時モニタリングの結果等により避難等が必要であると判断される区域（以下「避難区域」という。）の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等を始めとする原子力被災者等の健康調査、環境放射線モニタリング、除染等を行う。

(3) 主な活動内容

本 部	主な活動内容	本計画での記載
災害警戒本部	【情報収集事態・警戒事態】 <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・住民等への情報提供 ・相談窓口の設置 ・モニタリングデータ等の収集 	第3章 2 情報連絡体制 第3章 3 住民等への情報伝達 第3章 4 相談窓口の設置 第3章 5 緊急時モニタリング
災害対策本部	【施設敷地緊急事態】 <ul style="list-style-type: none"> ・現地災害対策本部の設置 ・情報収集 ・住民等への情報提供 ・相談窓口の設置 ・緊急時モニタリングへの協力 ・屋内退避の準備 	第3章 1 災害対策本部等の設置 第3章 2 情報連絡体制 第3章 3 住民等への情報伝達 第3章 4 相談窓口の設置 第3章 5 緊急時モニタリング 第4章 1 屋内退避の実施
	【全面緊急事態】 <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・住民等への情報提供 ・相談窓口の設置 ・緊急時モニタリングへの協力 ・屋内退避の実施 ・避難等の準備 	第3章 2 情報連絡体制 第3章 3 住民等への情報伝達 第3章 4 相談窓口の設置 第3章 5 緊急時モニタリング 第4章 1 屋内退避の実施 第4章 1 屋内退避の実施
	【放射性物質放出後】 <ul style="list-style-type: none"> ・避難等の実施 ・安定ヨウ素剤の配布・服用 ・スクリーニング及び簡易除染の実施 	第4章 2 避難等の実施 第6章 1 安定ヨウ素剤の配布・服用 第6章 2 スクリーニング及び簡易除染

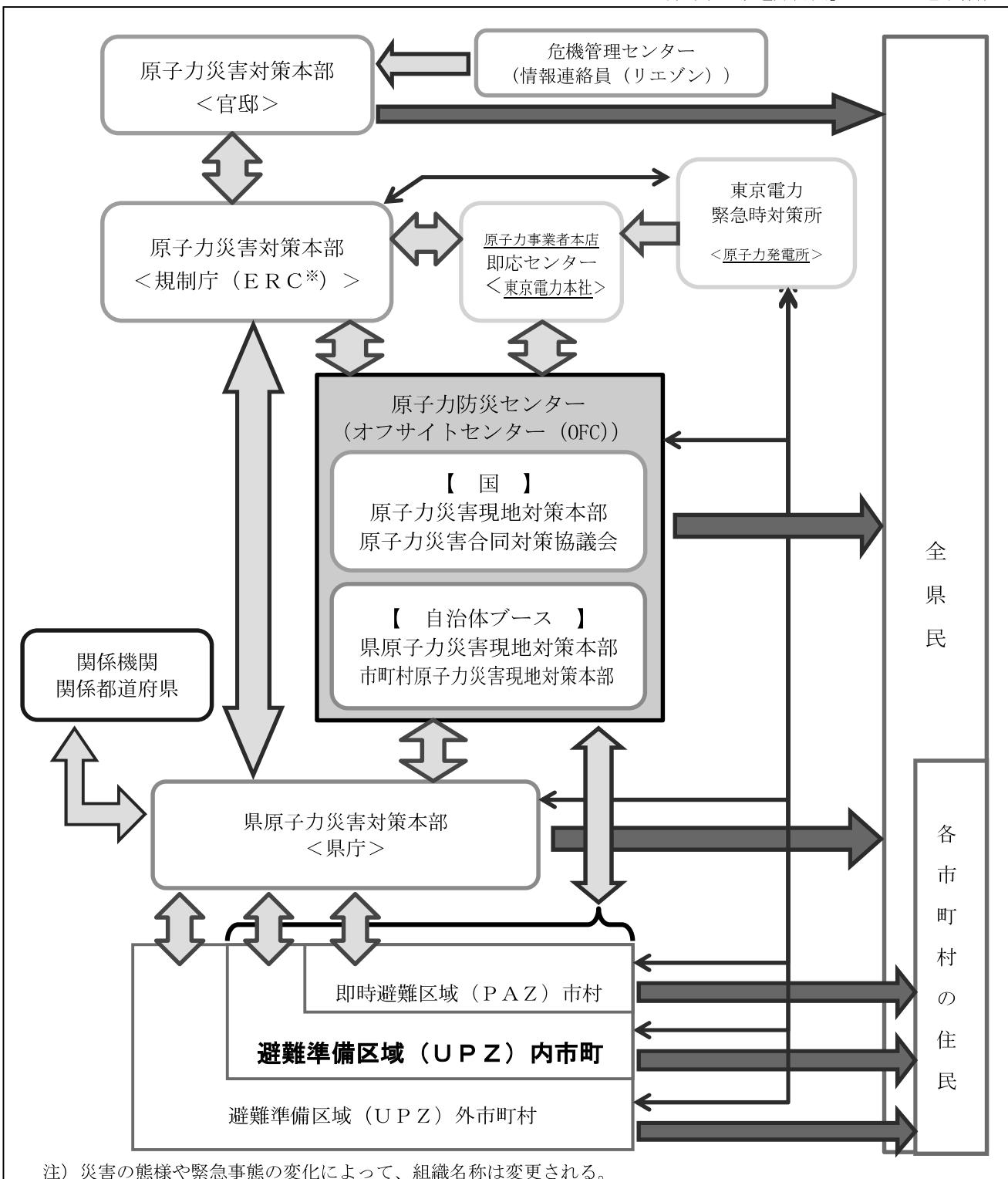
「新潟県広域避難計画」から

2 情報連絡体制

緊急時における応急対策活動等に資するため、迅速かつ的確に情報の収集・連絡を行う。

【主な情報の流れ】

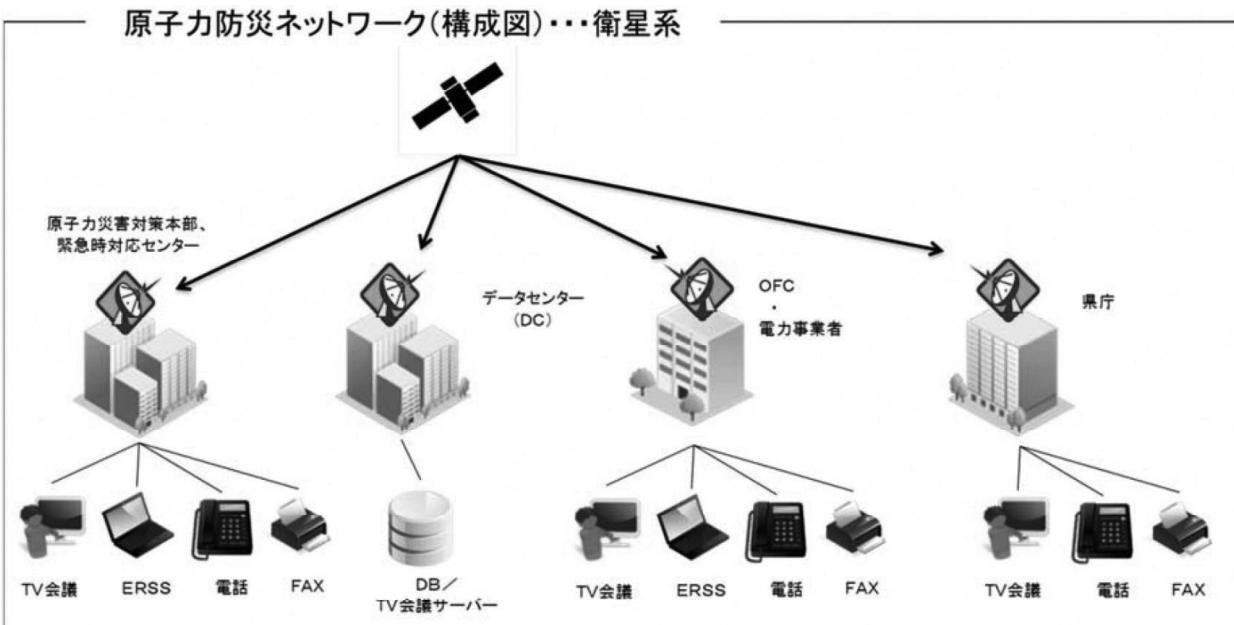
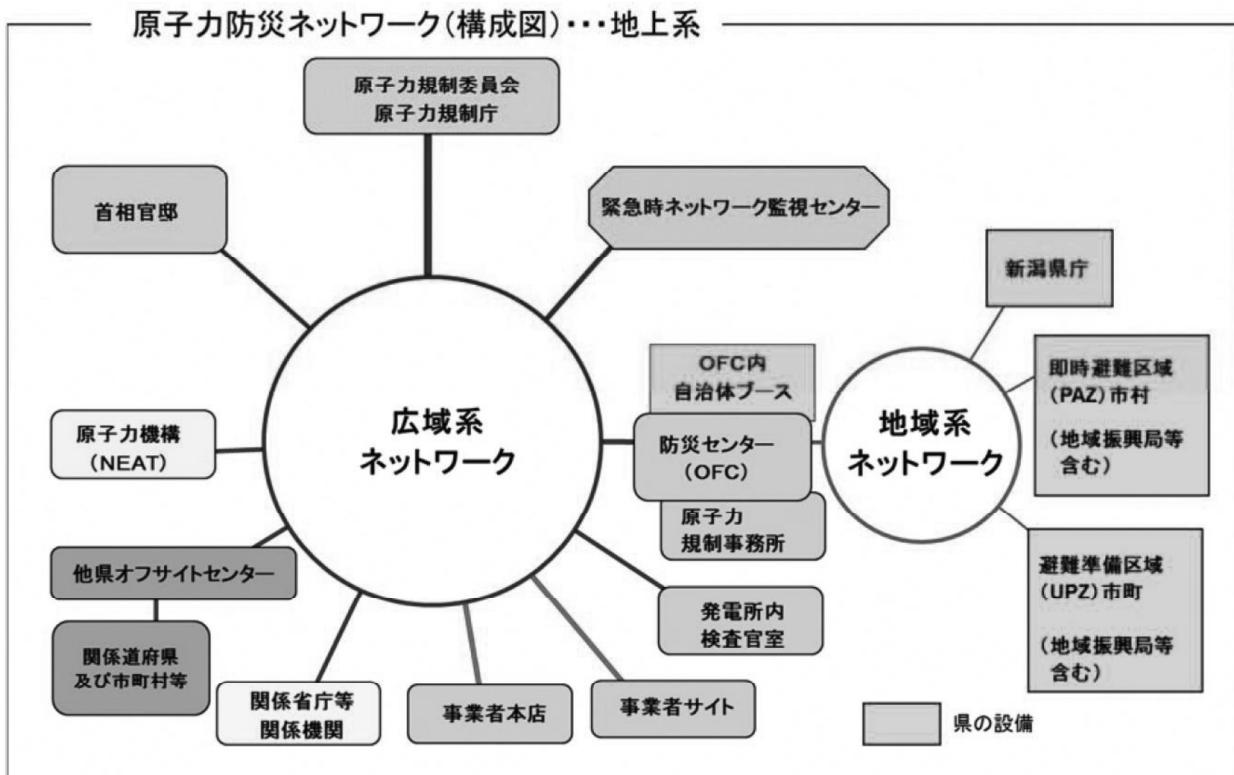
「新潟県広域避難計画」を基に上越市作成



注) 災害の態様や緊急事態の変化によって、組織名称は変更される。

※ ERC : Emergency Response Center。原子力発電所で事故が起きた際に指揮を執る緊急時対応センターのこと。

【国・県・原子力事業者等との情報伝達・共有体制（原子力防災ネットワーク）】



「新潟県広域避難計画」から

【事態区分における主な連絡内容】

「新潟県広域避難計画」から

事態区分	発信元	主な連絡内容
警戒事態 <u>(A L)</u>	東京電力	・警戒事態に該当する旨、原発等の状況
	国	・国からの連絡事項
	県	・新潟県の対応状況、即時避難区域（P A Z）の対応状況
	県	・環境放射線モニタリング情報
	国・県・市町村	・即時避難区域（P A Z）圏内の要援護者の避難準備要請及びその状況 等
施設敷地緊急事態 【原災法第10条事象】 <u>(S E)</u>	東京電力	・施設敷地緊急事態に該当する旨、原発等の状況
	国	・国からの連絡事項 ・緊急時モニタリング情報
	県	・新潟県の対応状況、即時避難区域（P A Z）の対応状況
	県・OFC	・緊急時モニタリング情報
	国・県・市町村	・即時避難区域（P A Z）圏内の避難準備要請及び安定ヨウ素剤の服用準備指示 ・即時避難区域（P A Z）圏内の要援護者等の早期避難要請 ・避難準備区域（U P Z）圏内の屋内退避準備 等
全面緊急事態 【原災法第15条事象】 <u>(G E)</u>	東京電力	・全面緊急事態に該当する旨、原発等の状況
	国	・緊急事態発出の連絡、国からの連絡事項 ・緊急時モニタリング情報
	県	・新潟県の対応状況、即時避難区域（P A Z）の対応状況
	県・OFC	・モニタリング情報 ・緊急時モニタリング情報
	国・県・市町村	・即時避難区域（P A Z）圏内の避難指示及び安定ヨウ素剤の服用指示 ・避難準備区域（U P Z）圏内の屋内退避指示及び安定ヨウ素剤の服用準備指示 ・避難準備区域（P A Z）住民等の避難準備区域（U P Z）圏外への避難受入要請 等

※網掛けの情報が各事態における最初の情報となる。

3 住民等への情報伝達

市は、住民等に対し、原子力発電所の状況等に関する情報を適宜広報するとともに、国、県から屋内退避や避難等の指示があった場合は、速やかに伝達する。

(1) 伝達のタイミング（例示）

- ・緊急事態区分（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態）等に至ったとき
- ・市が特別の体制（災害対策本部設置等）をとったとき
- ・事故や災害の状況等に大きな変化があったとき
- ・屋内退避や避難等を指示するとき
- ・放射性物質が放出されたとき
- ・国が緊急時モニタリングの結果を公表したとき

(2) 伝達内容（例示）

① 警戒事態発生時

こちらは、上越市です。
柏崎刈羽原子力発電所の状況についてお知らせします。
本日、○時○分、柏崎刈羽原子力発電所において、事故が発生いたしました。
原子力災害に警戒するため、上越市では、○時○分、災害警戒本部を設置しました。
現在のところ、放射性物質は、原子力発電所の外部へは漏れていません。
今後、事故の状況により屋内退避の実施が想定されることから、無用な外出は控え、市からのお知らせや、テレビ、ラジオなどの情報に十分注意してください。
現在、市では、情報の収集に当たっていますので、新たな情報が入り次第、お知らせいたします。

② 施設敷地緊急事態発生時

こちらは、上越市です。
柏崎刈羽原子力発電所の状況についてお知らせします。
本日、○時○分、柏崎刈羽原子力発電所の事故により、異常事象が発生いたしました。
原子力災害に警戒するため、上越市では、○時○分、災害対策本部を設置しました。
原子力発電所の事故は、まだ、収まっていませんが、現在のところ、放射性物質は外部に漏れていません。
今後、事故の状況により屋内退避の実施が想定されることから、○○地区の住民の皆さんは外出を控え、自宅に留まり、屋内退避の準備を行ってください。
高齢者や体の不自由な方などは、自宅などの屋内に入り、窓やドアを閉めて、換気を止めるなど、早めに屋内退避を始めてください。
○○地区内に外出中の方や事業所の皆さんは、速やかに帰宅してください。
○○地区に滞在している旅行者などの皆さんは、ただちに市外への退避をお願いします。
その他の地区的皆さんは、特別の対応の必要はありませんが、無用な外出は控え、市からのお知らせや、テレビ、ラジオなどの情報に十分注意してください。
現在、市では、情報の収集に当たっていますので、新たな情報が入り次第、お知らせいたします。

③ 全面緊急事態発生時（屋内退避指示）

こちらは、上越市です。

柏崎刈羽原子力発電所の状況についてお知らせします。

現在のところ、放射性物質の異常な放出はありませんが、万が一に備え、市災害対策本部では、次の地域の皆さんに、自宅などの屋内に退避していただくことを決定しました。

対象地域は、○○地区です。

対象地域の皆さんは、今後、指示があるまで自宅などの屋内に入り、窓やドアを閉めて、換気を止めてください。また、外から帰ってきた際は、顔や手を洗い、うがいをしてください。

○○地区内の事業所の皆さんは、事業所内に屋内退避してください。

○○地区に滞在している旅行者などの皆さんは、宿舎や、市が開設する屋内退避所に屋内退避してください。

屋内退避所は、□□です。

その他の地区的皆さんには、特別の対応の必要はありませんが、無用な外出は控え、市からのお知らせや、テレビ、ラジオなどの情報に十分注意してください。

今後も、およそ□分毎に、事故の状況などをお知らせします。また、状況に変化があった場合は、直ちにお知らせします。

④ 全面緊急事態発生時（避難等指示）

こちらは、上越市です。

柏崎刈羽原子力発電所の状況についてお知らせします。現在、○○地区では屋内退避を行っていますが、一時移転（避難）が必要な状況となったため、避難準備区域外への避難を指示します。

○○地区の皆さんには、貴重品や着替えなど最小限の持ち物を用意し、マスクや上着を着用のうえ、火の元や戸締まりなどに気をつけて、落ち着いて、避難を開始してください。

避難経由所は、□□□□です。

自家用車で避難される方は、できるだけ乗り合いを心がけてください。

避難に際しては、警察等の誘導に従い、国道（県道）□□号線を経由の上、□□【スクリーニングポイント】でスクリーニングを受けてください。

バスで避難される方は、□□□□【一時集合場所】に、□時□分までに集合してください。

△△地区の皆さんには、今後の状況によっては一時移転（避難）を指示することがありますので、屋内退避を続けてください。

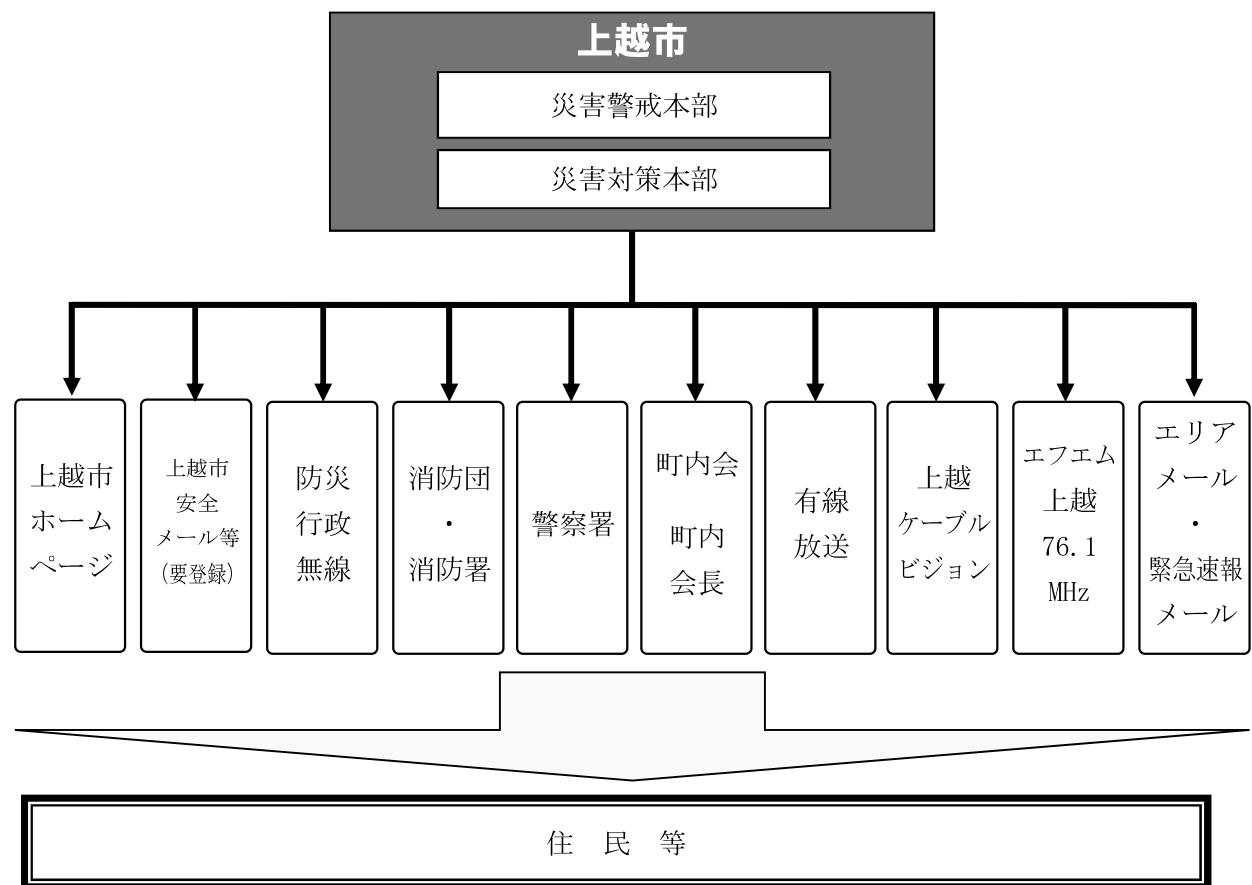
その他の地区的皆さんには、特別の対応の必要はありませんが、無用な外出は控え、市からのお知らせや、テレビ、ラジオなどの情報に十分注意してください。

今後も、およそ□分毎に、事故の状況などをお知らせします。また、状況に変化があった場合は、直ちにお知らせします。

(3) 伝達手段

住民等への情報伝達に当たっては、複数の伝達手段により行う。

【住民等への情報伝達フロー】



4 相談窓口の設置

市は、国、県及び関係機関等と連携し、住民等からの問合せに対応するための窓口を設置し、必要な要員を配置する。

- ◆住民等のニーズを見極め、情報の収集・整理を行う。
 - ・事故の発生日時及び概要
 - ・事故の状況と今後の予測
 - ・原子力発電所における対応状況
 - ・行政機関の対応状況
 - ・住民等がとるべき行動
 - ・屋内退避区域又は避難対象区域

5 緊急時モニタリング

(1) 基本的な考え方

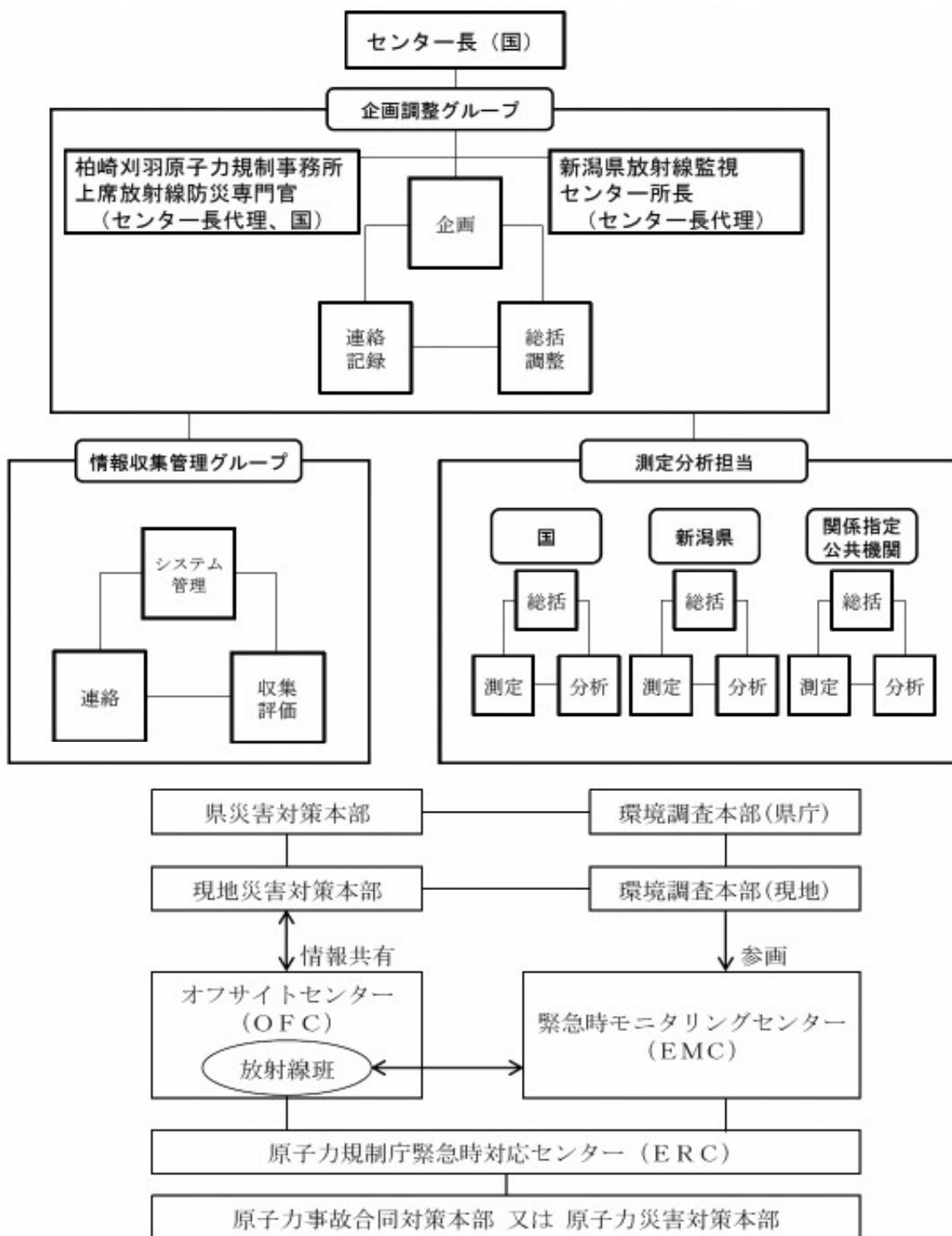
緊急時モニタリングは、「新潟県緊急時モニタリング計画」等に基づき、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集、運用上の介入レベル（O I L）に基づく防護措置の実施の判断材料の提供及び原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供を目的として行う。

(2) 緊急時におけるモニタリング体制・対応

「警戒事態（A L）」においては、県原子力警戒本部は、平常時モニタリングを強化し、データの収集頻度を増やすとともに、国が行う緊急時モニタリングセンター（E M C : Emergency Radiological Monitoring Center（以下「EMC」という。））の立上げ準備に協力して、緊急時モニタリングの準備を行う。「施設敷地緊急事態（S E）」においては、県、原子力事業者及び関係指定公共機関は、国が設置するEMCに参画する。県は、国の統括の下でEMCの各構成機関と連携して緊急時モニタリングを実施する。「全面緊急事態（G E）」においては、「施設敷地緊急事態（S E）」における体制と同様の体制を継続する。

※ 県内の放射線モニタリングポストの配備状況及びモニタリング資機材一覧は、地域防災計画資料編 第6部 6-2、6-3 を参照。

緊急時モニタリングセンタ一体制図 ※初動時



出典：新潟県緊急時モニタリング計画 第3版（令和2年4月）

第4章 住民等の屋内退避・避難体制

1 屋内退避の実施

「第1章 2 計画の基本方針」のとおり、緊急時における当市での防護措置は屋内退避が基本となる。

市は、緊急時における混乱の防止を図りながら、屋内退避が必要と判断された地域に対して速やかに屋内退避を指示し、住民等の安全確保を図る。

(1) 屋内退避の指示

市は、緊急事態区分及び緊急時活動レベル（E A L）等に基づく国や県の指示又は独自の判断に基づき、住民等に対し、屋内退避準備情報の発表や屋内退避を指示する。

また、屋内退避指示の解除又は運用上の介入レベル（O I L）に基づく防護措置を実施するまでは、屋内退避を継続することとするが、その期間が長期にわたることが想定される場合には、避難等の実施に移行する。

① 避難準備区域（U P Z）内の屋内退避

ア 市は、原子力事業者等から施設敷地緊急事態（S E）が発生した旨の通報を受けた場合には、住民等に対し、屋内退避準備情報を発表する。

イ 市は、国や県の指示に基づき、又は原子力事業者等から全面緊急事態（G E）が発生した旨の通報を受けた場合には、住民等に対し、屋内退避を指示する。

② 避難準備区域（U P Z）外の屋内退避

ア 市は、原子力事業者等から全面緊急事態（G E）が発生した旨の通報を受けた場合には、必要に応じて、住民等に対し屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。

イ 市は、国や県から屋内退避が必要となる区域の通知を受けた場合は、当該区域の住民等に対し、屋内退避を指示する。

(2) 屋内退避所等の開設

① 屋内退避所の開設

市は、自宅等以外での屋内退避が必要となる場合に備え、指定緊急避難場所兼指定避難所（以下「指定避難所」という。）を屋内退避所として開設する。

ア 市は、施設敷地緊急事態（S E）に進展することが見込まれた段階で、避難準備区域（U P Z）内にある指定避難所を屋内退避所として開設するための準備を行うとともに、施設敷地緊急事態（S E）となり、屋内退避準備情報を発表した場合は、屋内退避所を開設し、その旨を住民等に周知する。

イ 市は、避難準備区域（U P Z）外で屋内退避が必要となる区域の発生が見込まれた段階で、当該区域内にある指定避難所を屋内退避所として開設するための準備を行うとともに、屋内退避を指示した場合は、屋内退避所を開設し、その旨を住民等に周知する。

② 自主避難者の受入

市は、市内の屋内退避指示地域からの自主避難者の発生が見込まれる場合は、屋内退避指示地域外の指定避難所の中から指定した施設を受入施設として開設する。

(3) 屋内退避の際の留意事項

市は、屋内退避準備情報の発表や屋内退避を指示するときは、住民等に対し、次の留意事項を正確かつ簡潔に伝え、その徹底を図る。

- ・外出中の住民等は、速やかに帰宅すること
- ・あわてず落ち着いて、建物の中に入ること。
- ・外気を入れないため、ドアや窓を閉めること。
- ・換気扇のほか、外気を取り込む設備などを止めること。
- ・窓などに隙間がないか確認する。隙間がある場合はガムテープなどで目張りをすること。
・避難に備え、非常持ち出し品を準備又は確認すること。
- ・食品はフタやラップをして冷蔵庫や戸棚に保管すること。
- ・ペットは屋内に入れること。
- ・外から帰ったときは、顔や手を洗い、うがいをすること。
- ・防災行政無線やテレビ、ラジオなどから、最新の情報入手すること。

(4) 避難等の準備

市は、国や県の指示又は独自の判断に基づき、住民等に対し避難情報を発表するとともに、災害の状況や避難先自治体の被災状況等を踏まえ国や県と避難先や避難ルート等に関する調整を行うなど、避難等の実施に向けた準備を行う。

2 避難等の実施

避難等の実施を計画する地域は、「第2章 1 計画の対象地域」で示したとおり、避難準備区域（U P Z）内とする。

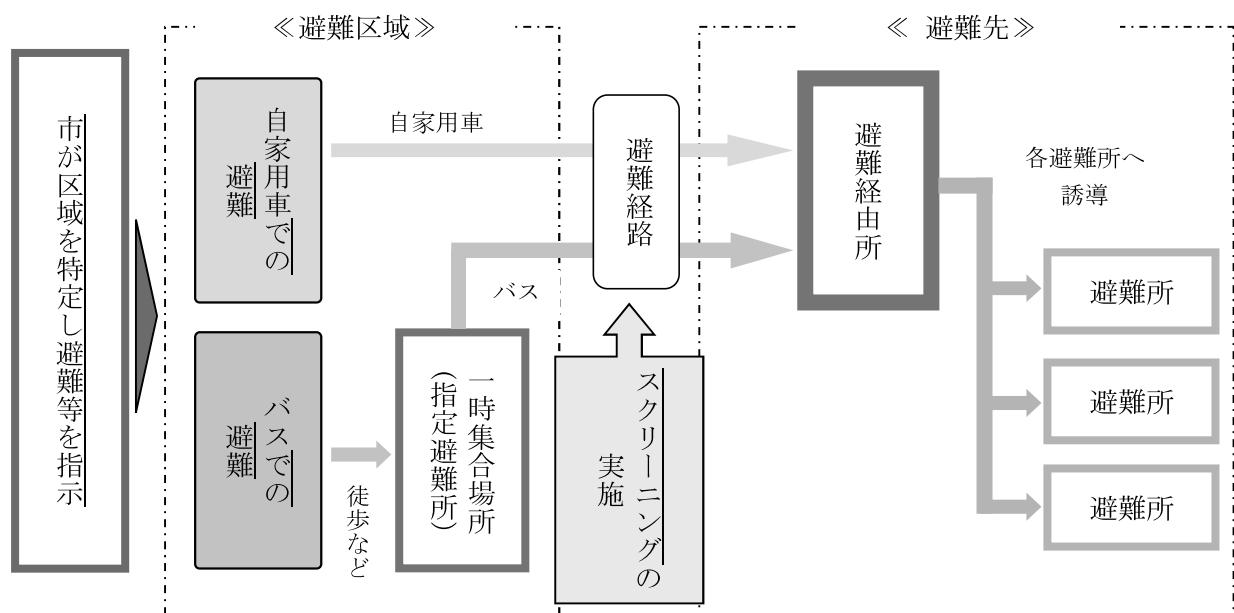
また、避難準備区域（U P Z）内の全住民等が一斉に避難等を行うのではなく、避難区域が確認された場合に、当該区域を指定し、避難等を実施する。

(1) 避難等のイメージ

避難等の実施に当たっては、その円滑化を図るために、避難者の最初の目的地となる「避難経由所」を設置し、そこから各避難所へ誘導する。

また、避難等の途中でスクリーニングを行うとともに、除染を行う判断基準以上の放射性物質の付着が認められる場合は簡易除染を行う。

県では、原則、住民等に対して行う。



(2) 避難等の指示

県は、市に対し、避難区域を速やかに通知するとともに、市を経由して、当該区域の住民等に速やかに避難等を指示することとしている。

また、市は、国の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対し避難等を指示する。

避難等を指示する場合には、次の事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図る。

◆避難区域の住民等への指示事項

- ・県が示した受入市町村、避難施設名、避難経路、スクリーニングの場所等
- ・原則自家用車を利用し、できるだけ乗り合いすること。
- ・交通整理を行っている警察官等の指示に従うこと。
- ・自家用車で避難できない場合は、市が指定する一時集合場所（指定避難所）に集まり、そこからバスを利用すること。
- ・一時集合場所（指定避難所）の名称、所在地
- ・近所で声をかけあうこと。
- ・肌を露出しないよう長そで、長ズボン、帽子、マスク、手袋などを身に着けること。
- ・貴重品や最小限の着替え、持病の薬など非常時持ち出し品等を携行すること。
- ・電気のブレーカーを落とし、ガス・水道の元栓を閉めること。
- ・戸締りをすること。

なお、避難等の実施に当たっては、避難時の情報伝達体制、避難前後の安否確認等の円滑化、避難所でのコミュニティ維持の重要性等を考慮し、町内会単位での避難等を基本とする。

(3) 避難手段の確保

自力で避難可能な住民等については、原則、自家用車により避難するものとする。この場合、渋滞を極力避けるために家族又は近所の住民との乗り合いにより避難する。

自家用車での避難等が困難な住民等については、避難用バスにより避難等を行うこととなるため、市は、バス避難者数（一時集合場所に参集した住民等の人数）を速やかに把握するとともに、国や県及び関係機関の協力を得て、自家用車以外の手段（バス、鉄道、船舶等）を積極的に活用する。

バスによる避難については、市が所有するバスだけでは不足する場合、県は、公益社団法人新潟県バス協会との協定に基づき、集合場所や学校等必要な箇所へ確実にバスを手配できる体制をあらかじめ整備する。

(4) 避難経由所、避難所の確保

新潟県地域防災計画では、県が、他自治体と避難調整を行った上で、市に対し受入市町村及び避難施設名を示すこととしている。

一方で、想定される避難者数の受入に足る十分な避難所をあらかじめ確保しておくことは、避難等の実施時における住民の混乱を極力抑え、避難等の迅速化を図るうえで有効な手段である。

このため、県がまとめた「新潟県広域避難計画（広域避難マッチング調整状況）」に基づき、原子力災害時の新潟県広域避難マッチングで、当市住民の避難先は市内避難準備区域（U P Z）外を基本とすることが示されたことから、避難経由所及び避難所を「資料 上越市地区別避難先等一覧」のとおり設定する。

【当市の避難先候補市町村】

避難 市町村	→ (主な利用道路)	避難先（受入）候補市町村	
		方面	市町村名
	国道 8、国道 253、 県道 30	上越市（U P Z を除く）※1	
上越市 (U P Z 内)	高速道路、国道 8、 国道 18	糸魚川・妙高 方面	糸魚川市
			妙高市
	国道 253～国道 17 国道 405	魚沼・湯沢 方面	魚沼市
			南魚沼市
			湯沢町
			津南町
			近隣県（要調整）※2

※1 「新潟県広域避難計画（広域避難マッチング調整状況）」から

※2 県は、災害の態様により、より多くの避難先を確保する必要がある場合に備えて、市内施設を候補とともに、今後、近隣県との調整を進める。

広域避難先マッチングの主な前提条件等（新潟県広域避難計画）から抜粋

- 事故と被害想定
 - ・単独の原子力災害もしくは自然災害と原子力災害の複合災害とする。
 - ・P A Z 及びU P Z では防護措置がとられる。
 - ・U P Z 外では、自然災害による影響がなく、原子力災害に対する防護措置も必要とされない。
- 避難者の想定
 - ・避難者の最大数はP A Z 人口とU P Z 人口を合わせたものとする。
- 避難所
 - ・原則、県又は市町村が地域防災計画等で指定する避難所
 - ※学校は体育館が原則。使用をやめた校舎は教室も使用。保育園は原則として使用しない。
 - ・U P Z 外を含むU P Z 市は、同一市内のU P Z 外に避難所を確保する。

(5) 避難経路の指定

市は、県、北陸地方整備局、東日本高速道路（株）等の道路管理者から交通状況などの情報提供を受け、また国が公表する緊急時モニタリングの結果なども踏まえながら、住民等に対し適切な避難経路を示すとともに、警察等の交通誘導に従うよう周知する。

なお、「資料 上越市地区別避難先等一覧」では、避難等を行う際に使用することが想定される基本的な避難経路を示す。

(6) 避難等の完了の確認

市は、避難対象区域の避難状況を確認するため、町内会や自主防災組織と連携し、バスに乗車した住民等の世帯構成や氏名等を確認するとともに、避難所での避難者名簿の作成により、自家用車で避難等を実施した住民等の確認に努める。

また、県と協力し、避難対象区域の戸別訪問等を行うなど、住民等の避難等実施状況を確認する。

第5章 要配慮者等の避難体制

1 要配慮者への対応

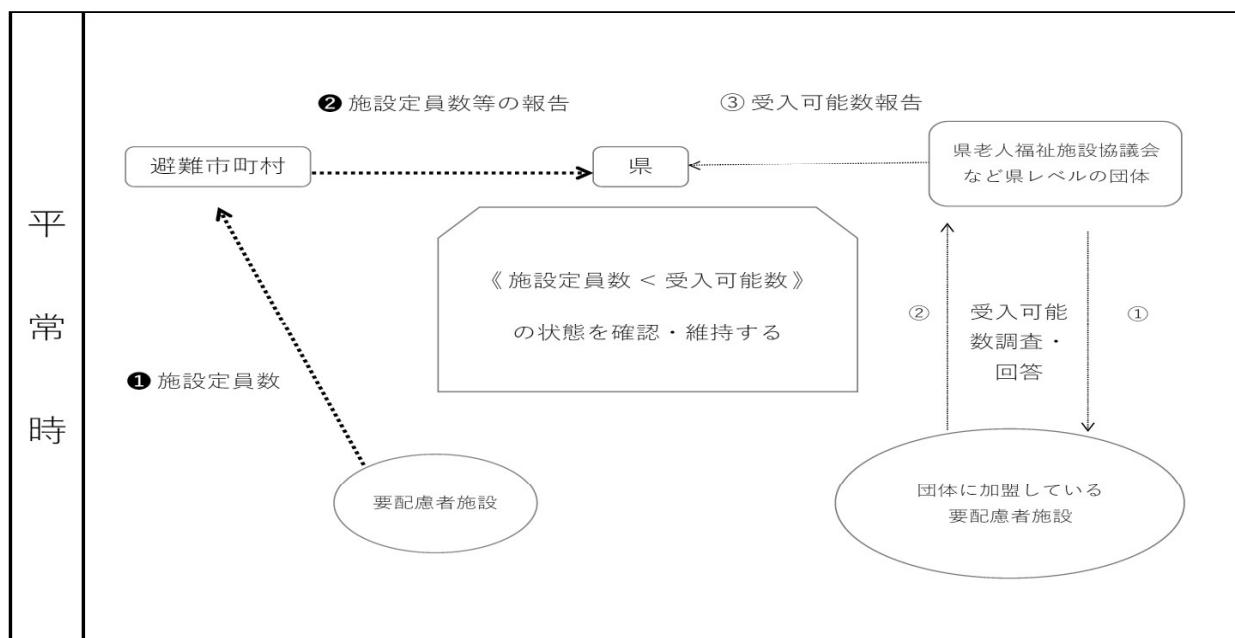
要配慮者、特に避難行動要支援者の避難等の実施に当たっては、避難行動自体がリスクとなる場合があることを十分に考慮する必要がある。国は、避難等を行わなかった場合に比べ要配慮者の健康リスクが高まることがないよう、避難等に要する資機材や医療・看護体制、安全な搬送手段が確保された場合に避難等を開始するとの考え方を示している。

(1) 県と福祉団体等の協力・調整

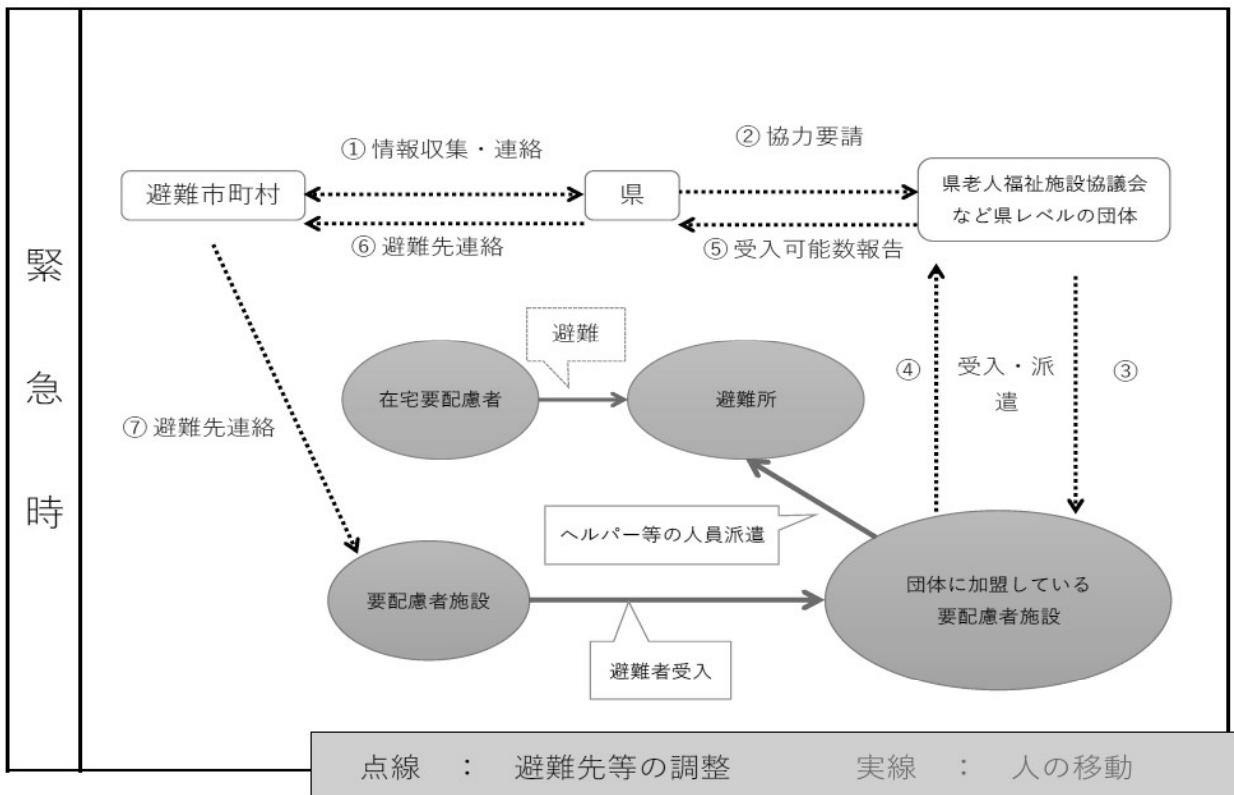
平常時において、県は、市町村とともに福祉団体等と協力して、対象地域内の要配慮者が避難できる施設を確認する。

緊急事態において、県は、福祉団体等と協力して避難先及び介助要員を確保する。また、県は、避難先となる施設を市町村に連絡する。

県と福祉団体等は、災害等の緊急事態において下図のように要配慮者の避難先を調整する。



「新潟県広域避難計画」から



「新潟県広域避難計画」から

(2) 在宅の避難行動要支援者への対応

市は、「上越市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」及び避難行動要支援者ごとの個別の支援計画（個別避難計画）に基づき、消防団、民生委員・児童委員、自主防災組織等の協力を得ながら、情報伝達や避難誘導、搬送等を実施する。

また、福祉施設への緊急入所や病院への入院の必要がない避難行動要支援者が、避難所となつた体育館等での生活で支障が生じた場合には、市は、県などと協議し他の施設での受入を実施する。

なお、避難準備区域（UPZ）内の避難行動要支援者数を「資料 上越市地区別避難先等一覧」に示す。

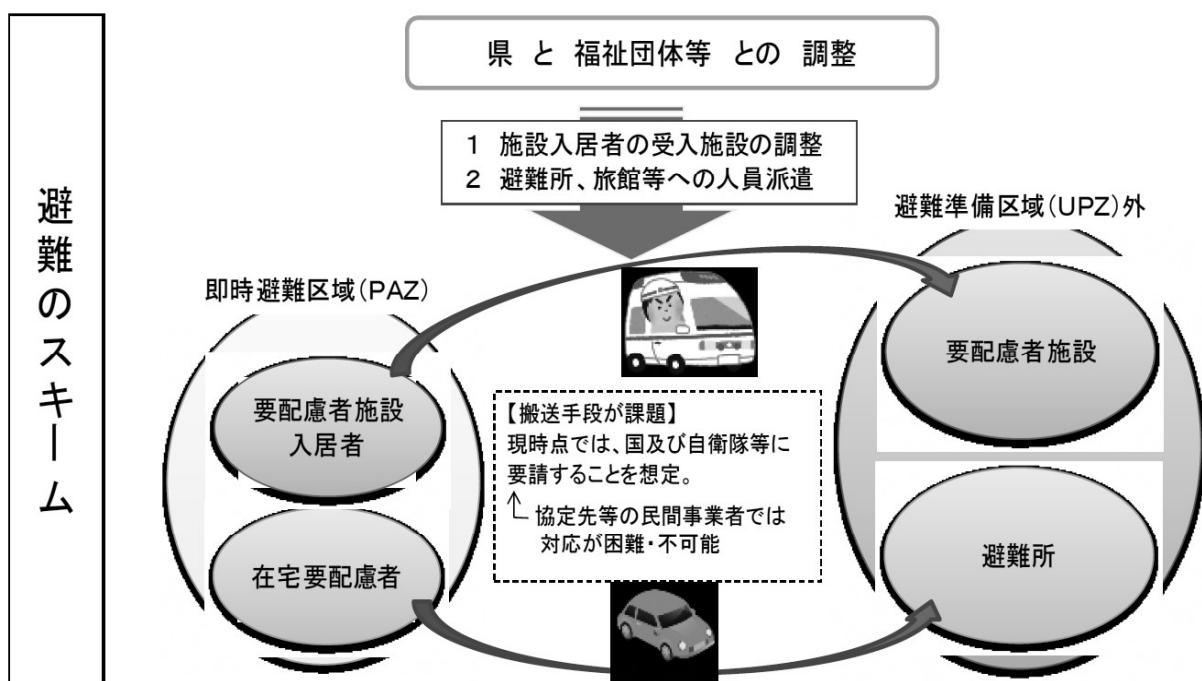
(3) 社会福祉施設入所者、入院患者等への対応

社会福祉施設入所者や入院患者等については、社会福祉施設や病院等医療機関の管理者が、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員等の指示・引率の下、避難等を実施する。

県は、社会福祉施設等の入所者及び病院等の入院患者の避難が必要になった場合は、各施設の団体・協会及び市と協力して、避難先の施設等を調整する。

避難行動要支援者の避難に使用する車両について、福祉施設及び市が所有する車両だけでは不足する場合、県は、一般社団法人新潟県ハイヤー・タクシー協会、また、東京電力ホールディングス株式会社との協定に基づき、車両等の手配を行うこととする。

【要配慮者の避難のスキーム】



「新潟県広域避難計画」から

※ 避難準備区域（U P Z）内に所在する要配慮者施設は、地域防災計画資料編 第4部 4-6を参照。

2 園児、児童、生徒への対応

保育園、幼稚園、学校（以下「学校等」という。）は、市等からの指示・情報に基づき、園児、児童、生徒（以下「生徒等」という。）及び教職員等の安全確保を図るとともに、保護者への引き渡しを原則とし、帰宅できない者がいる場合は、生徒等の安全確保を図るため、県及び市の指示に従い、各学校等の避難計画等に基づき避難、屋内退避等を行う。

(1) 屋内退避準備情報が発表された場合の対応

- ・生徒等及び教職員等の安全を確保する。
- ・保護者等に迎えを要請し、あるいは下校させるなど、確実に保護者への引き渡しが可能な方法で帰宅させる。
- ・保護者に連絡がつかない、又は保護者等が迎えに来られない生徒等については、迎えが来るまでの間、学校等で預かる。

(2) 屋内退避指示が出された場合の対応

- ・預かっている生徒等が屋外にいた場合は、教室や体育館などに入れ、手洗いやうがい等を行うよう指示する。
- ・保護者等による迎えを継続する。ただし、原子力発電所の状況等によっては迎えを中止し、引き渡せない生徒等は教職員とともに屋内退避を実施する。

(3) 避難指示等が出された場合の対応

- ・避難準備情報が発表された段階で、市と連携し、必要となる物資の確保など避難等の実施に備えた準備を開始する。
- ・避難等の指示が出された段階で保護者等に引き渡せない生徒等は、教職員引率の下、避難等を実施する。
- ・避難等の実施後、保護者等に連絡し、確実に引き渡しをする。

3 観光客等一時滞在者への対応

市及び県は、観光客等一時滞在者に対して、防災行政無線や市ホームページのほか、報道機関などを通じて、適切に情報提供を行う。

市は、屋内退避準備情報を発表した段階で、観光客等一時滞在者を市外に速やかに帰宅するよう呼びかけるものとする。

また、市は、屋内退避を指示した時点で市内に残っている観光客等一時滞在者に対し、宿泊先や屋内退避所等で屋内退避するよう指示するとともに、避難等を指示した場合は、市外退去もしくは最寄りの一時集合場所から住民とともに避難用バスにより避難等を実施する。

第6章 原子力災害医療

1 安定ヨウ素剤の配布・服用

県は、市町村、医療機関等と連携して、重点区域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制及び緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備するとともに、重点区域外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配備体制を整備する。

安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくを抑える効果（注）のある医療用医薬品であり、国の原子力災害対策指針において、PAZ内は事前配布、UPZ内は、避難等と併せて安定ヨウ素剤を緊急配布できる体制整備が必要と規定されている。

県は、PAZ内の住民に対して定期的に事前配布を実施するとともに、記録的豪雪時等における緊急配布に係る住民の受取負担を考慮し、円滑な受取りを図るためにUPZにおいても事前配布を進めるものとしている。

また、安定ヨウ素剤は、原子力災害対策指針で定める対象者に対して配布することとし、PAZ及びUPZにおいては必要となる全量を県で調達するとともに、UPZ外においては国家備蓄等によるほか一定量を県で調達するものとしている。

市及び県は、避難の迅速化や配布の迅速化を考慮し、市の避難計画との整合を図りながら配布体制、配布場所、備蓄場所及び備蓄数量を定めるものとする。

※ 安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による内部被ばくに対する防護効果に限定されることから、
国は、避難や一時移転等の防護措置と組み合わせて活用する必要があるとの方針。
(原則として、他の主たる防護措置に対して従たる防護措置となる。)

(1) 配布・服用方法

安定ヨウ素剤の配布・服用について、市は、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって 原子力規制庁（令和3年7月21日一部改正）」に基づき、又は災害発生時の国や県からの指示等に従い、実施する。

なお、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」で国が示している考え方は次のとおり。

○ 配布・服用の時期

- ・原子力規制委員会が原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等を勘案し、避難や一時移転等と併せた防護措置として、安定ヨウ素剤の配布・服用の必要性を判断する。
- ・その判断に基づいて、国の原子力災害対策本部又は県、市が服用の指示を出す。

《安定ヨウ素剤による、放射性ヨウ素の甲状腺への集積抑制効果》

服用時期	効果
放射性ヨウ素が摂取される前の 24 時間以内又は <u>ばく露後 2 時間以内</u>	90%以上を抑制
放射性ヨウ素が摂取された後 8 時間以内	40%の抑制
放射性ヨウ素が摂取された後 16 時間以降	ほとんどなし

○ 配布方法

- ・避難や一時移転等に併せて安定ヨウ素剤を配布・服用する場合があるため、避難経路上など住民が避難の際に容易に立ち寄れる所を配布場所に指定する。
- ・緊急配布の場合でも、医師が関与して配布・服用を行うことが望ましいが、時間的制約等のため医師が関与できない場合には、薬剤師や地方公共団体職員が適切な方法で配布することが妥当と考えられる。

○ 服用方法

- ・服用対象者は、服用を指示した地域に所在する者全員。
- ・3歳未満の乳幼児及び丸剤の服用が困難な人は、ゼリー剤の安定ヨウ素剤を、3歳以上は丸剤を服用する。
- ・服用回数は原則1回とする。再度の服用がやむを得ない場合は、24時間の間隔を空けて服用する。

(2) 配備場所・数量及び緊急配布場所

県が整備している安定ヨウ素剤等の配備場所及び数量は次のとおり。

① 配備場所及び数量

(令和4年10月現在)

ア 上越市役所管内配備

No.	施設名	U P Z 内人口 (令和2年4月1日現在)		配備数量 (配備数量は各区総合事務所の全職員分を含む)	
		3歳以上	3歳未満	錠剤 (3~12歳 ×1錠) (13歳~ ×2錠)	ゼリー剤 (×1包)
1	柿崎区総合事務所	9,138	131	19,600	290
2	吉川区総合事務所	3,900	39	8,500	90
3	大潟区総合事務所	532	8	1,200	30
4	大島区総合事務所	176	1	400	10
5	浦川原区総合事務所	3	0	100	0
6	市役所木田庁舎	—	—	※1 200	—
計		13,749	179	※2 30,000	420

※1 木田庁舎は、防災・保健・環境関係の職員数分を計上

※2 予備として、それぞれの人数分の約1割を確保

イ その他配備

場 所	配備数量		
	錠剤 (錠)		粉剤 (g)
	(U P Z内)	(U P Z外分)	
上越地域振興局健康福祉環境部	60,000	85,000	1,000

② 緊急配布場所

対象者	避難準備区域 (U P Z)
県等が用意したバス等で避難する人	一時集合場所※1 (避難又は一時移転の指示があった地区のみ)
自家用車で避難する人	発電所からおおむね半径30キロ圏外に設ける スクリーニングポイント※2

※1、2の詳細な場所については資料編参照

2 スクリーニング及び簡易除染

県は、国、医療機関、関係機関等の協力を得ながら、住民等が避難区域等から避難する際に、住民等に対するスクリーニング及び簡易除染を実施する。

また、県では、原則、住民等に対して行うこととしており、スクリーニングの結果、除染を行う判断基準(13,000cpm)を超えた場合には、判断基準以下にするため拭き取り等の「簡易除染」を行う。

なお、県災害対策本部長の判断により、国が定める避難退域時検査の手法により住民の検査等を行う場合は、除染を行う判断基準を40,000cpmとする。

① 実施主体

スクリーニング及び簡易除染（以下「スクリーニング等」という。）は、県が主体となり、県が策定する「新潟県スクリーニング・簡易除染マニュアル」に基づき実施する。

② 対象

対象は、以下のとおりとする。

・OILに基づく避難等の指示があった避難準備区域（UPZ）の対象地区の住民等。

ただし、当該指示があった地区の住民と、その他の住民の区別が困難な場合には、全て対象とする。

・原子力災害対策に係る業務に従事する者で、全面緊急事態（GE）以降に即時避難区域（PAZ）内に入った後、又は、OILに基づく避難等の指示があった区域内に入った後、重点区域外に移動する者

・その他、スクリーニング等が必要と認められる者

③ 住民等への周知

より効率的にスクリーニング等を行うため、OILに基づく避難等の指示の際及び平時から住民等に対し、以下の事項を周知する。

・所定の検査場所において検査を受けること。

・避難等の際は、できる限り肌を露出しない服装（ビニールコート、長そで・長ズボン、帽子、マスク、ビニール手袋等の着用）とすること。

・携行物品を屋内から車両に移動させる際は、表面を汚さないためにポリ袋等で梱包してから移動させること。

④ 実施場所

原則、重点区域の境界周辺（境界からおおむね数キロメートルの範囲）の場所とし、以下の要件を考慮して設置する。

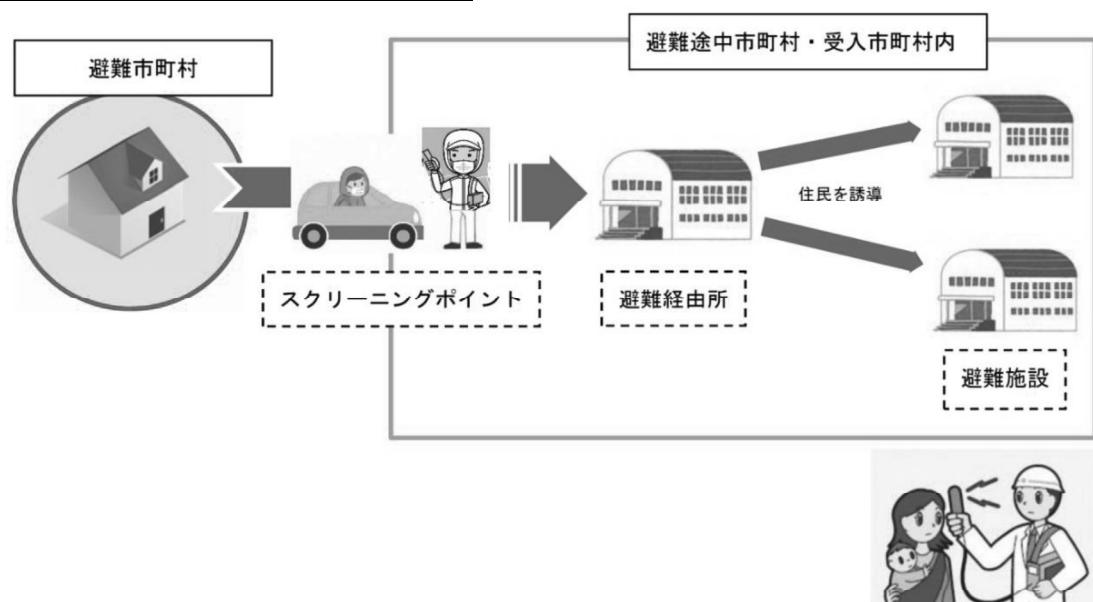
・住民等が避難先まで移動する経路に面する場所又はその周辺であること。

・スクリーニング等の実施に必要な面積が確保できる敷地であること。

・資機材の緊急配備、要員の参集が容易であること。

※県が示すスクリーニングポイント候補地は、資料編を参照。

スクリーニングポイント（イメージ）



「新潟県広域避難計画」から

第7章 避難者の支援等

避難開始当初は、市は避難等の実施に全力をあげる必要があることから、避難経由所や避難所の運営、生活必需品等物資の確保などは、県や関係市町村と連携・協力して実施する。

1 避難所の運営

避難所の運営は、上越市地域防災計画及び上越市避難所開設・運営マニュアルにより対応する。

また、他自治体へ避難した際の避難所の運営は、第一義的に避難所を管理する自治体が行い、3日を目途に市が引き継ぐ。避難の長期化が見込まれる場合、市は、避難者が相互に助けあう自動的な組織の立ち上げを支援するなど、過度の負担がかからないよう配慮しながら避難者が主体となった運営に早期に移行していく。

2 避難の長期化に備えた対応

避難の期間が1週間を過ぎるなど長期化が見込まれる場合、市は、県への依頼を含め避難所の再調整を行う。

県は、避難が長期化する場合に備え、国及び市と連携し避難者がホテルや旅館等へ移動できるようあらかじめ体制を整備するものとしている。

県、国及び市は、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、賃貸住宅等の活用及びあっせんにより、避難所の早期解消に努めるとともに、早期解消に向けた情報共有を行う。

3 生活必需品等物資の確保

県及び市は、避難に際して必要となる生活必需品等の物資について、県及び市の備蓄物資を活用するほか、必要に応じ国や関係事業者等に要請し、迅速に確保する。

4 他自治体からの避難者受入

市は、県からの要請に基づき、他自治体からの避難者受入に協力する。

その場合、市は、避難準備区域（U P Z）外の指定避難所の中から受入施設を選定し、当該自治体等と協力しながら避難者の受入を行う。

なお、当該避難所の運営は、開設当初は市が行い、3日を目途に避難自治体に引き継ぐ。

資料 上越市地区別避難先等一覧

【全体集計表】

令和4年4月1日現在

地区	世帯	人口 (人)	避難行動要 支援者等 (人)	(内訳)	
				避難行動※ 要支援者	乳幼児 (3歳未満)
柿崎区	3,397	8,841	746	635	111
吉川区	1,401	3,663	395	372	23
浦川原区	2	3	0	0	0
大島区	74	154	19	17	2
大潟区	261	561	10	7	3
合計	5,135	13,222	1,170	1,031	139

※ 表中の避難行動要支援者は、上越市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）の「避難行動要支援者名簿」のうち、災害時に自力で避難ができず、周りの人の支援を必要とすることから、町内会（自主防災組織）及び支援者が市と連携し、「個別避難計画」の策定を進めている対象者の数を記載しています。

上越市地区別避難先等一覧

令和4年4月1日現在

町内会		世帯数	人口	避難行動 要支援者等	(内訳)		避難先までの 基本的な避難手段	バス避難の際の 基本的な一時 集合場所
				避難行動 要支援者	乳幼児 (3歳未満)			
柿崎区	第一区	126	311	32	28	4	自家用車	柿崎保健センター
	第二区	61	152	16	11	5	自家用車	
	第三区	65	160	26	23	3	自家用車	
	第四区	49	121	6	4	2	自家用車	久比岐高等学校
	第五区	67	157	11	11	0	自家用車	
	第六区	391	887	89	78	11	自家用車	柿崎保健センター
	第七区	252	671	48	38	10	自家用車	柿崎中学校 久比岐高等学校
	第八区	122	269	17	16	1	自家用車	久比岐高等学校
	あけぼの	153	420	43	31	12	自家用車	柿崎保健センター
	出羽	147	383	17	12	5	自家用車	柿崎体育館
	山谷	24	82	9	8	1	自家用車	柿崎保健センター
	竹鼻	18	56	12	11	1	自家用車	柿崎中学校
	直海浜	214	606	70	56	14	自家用車	柿崎体育館
	三ツ屋浜	225	595	28	22	6	自家用車	上下浜小学校
	上下浜	402	1,082	44	30	14	自家用車	
	坂田新田	18	47	1	0	1	自家用車	
	馬正面	83	253	22	19	3	自家用車	柿崎体育館
	桃園	134	351	16	9	7	自家用車	
	法音寺	15	64	4	3	1	自家用車	柿崎総合体育館 (柿崎ドーム)
	金谷	18	58	4	3	1	自家用車	
	東谷内	18	55	3	3	0	自家用車	
	雁海	7	16	6	6	0	自家用車	
	下中山	12	31	6	6	0	自家用車	
	小萱	4	4	2	2	0	自家用車	
	上小野	19	54	4	4	0	自家用車	下黒川小学校
	下小野	51	123	14	14	0	自家用車	
	柳ヶ崎	16	46	0	0	0	自家用車	
	高寺	37	125	2	2	0	自家用車	
	荻谷	18	57	4	4	0	自家用車	

上越市地区別避難先等一覧

令和4年4月1日現在

避難経由所までの 主な避難経路	避難経由所	避難所	町内会
①国道8号～県道77号上越頸城大潟線 ②県道30号新井柿崎線～県道258号長坂潟町停車場線～ 県道77号上越頸城大潟線 ③北陸自動車道(大潟スマートIC下車)～県道77号上越頸城大潟 線		直江津東中学校 国府小学校 春日新田小学校 リージョンプラザ上越 国府小学校 カルチャーセンター 有田小学校 春日新田小学校 有田小学校 リージョンプラザ上越 直江津中学校 春日新田小学校 リージョンプラザ上越 直海浜 三ツ屋浜 上下浜 坂田新田 馬正面 桃園 直江津中学校 八千浦小学校 雁海 レインボーセンター	第一区 第二区 第三区 第四区 第五区 第六区 第七区 第八区 あけぼの 出羽 山谷 竹鼻 直海浜 三ツ屋浜 上下浜 坂田新田 馬正面 桃園 法音寺 金谷 東谷内 雁海 下中山 小萱 上小野 下小野 柳ヶ崎 高寺 荻谷
①国道8号～県道77号上越頸城大潟線 ②国道8号～県道30号新井柿崎線～県道258号長坂潟町停車場 線～県道77号上越頸城大潟線 ③北陸自動車道(大潟スマートIC下車)～県道77号上越頸城大潟 線	くびき希望館	直江津南小学校 直江津中学校	
①県道25号柿崎小国線～国道8号～県道77号上越頸城大潟線 ②県道25号柿崎小国線～県道30号新井柿崎線～ 県道258号長坂潟町停車場線～県道77号上越頸城大潟線 ③北陸自動車道(大潟スマートIC下車)～県道77号上越頸城大潟 線			

上越市地区別避難先等一覧

令和4年4月1日現在

町内会	世帯数	人口	避難行動 要支援者等	(内訳)		避難先までの 基本的な避難手段	バス避難の際の 基本的な一時 集合場所
				避難行動 要支援者	乳幼児 (3歳未満)		
柿崎区	川田	26	77	5	4	1	自家用車
	阿弥陀瀬	14	34	1	1	0	自家用車
	川井	37	119	5	3	2	自家用車
	行法	6	14	0	0	0	自家用車
	角取	20	73	1	0	1	自家用車
	落合	22	51	6	5	1	自家用車
	百木	66	185	12	11	1	自家用車
	桜町新田	8	21	2	1	1	自家用車
	上金原	18	49	2	2	0	自家用車
	下金原	17	45	3	3	0	自家用車
	下条	33	94	11	11	0	自家用車
	上直海	55	168	19	17	2	自家用車
	江島新田	15	41	5	5	0	自家用車
	高畠	8	21	0	0	0	自家用車
	岩手	28	77	2	2	0	自家用車
柿崎地区公民館 黒川分館	下灰庭新田	12	28	5	5	0	自家用車
	芋島	54	111	44	44	0	自家用車
	松留	19	35	8	8	0	自家用車
	上中山	35	63	9	9	0	自家用車
	猿毛	12	28	4	4	0	自家用車
	城腰	3	3	2	2	0	自家用車
	水野	11	21	7	7	0	自家用車
	下牧	7	9	4	4	0	自家用車
	岩野	13	35	5	5	0	自家用車
	米山寺	59	150	5	5	0	自家用車
	東横山	7	9	3	3	0	自家用車
	南黒岩	12	21	7	7	0	自家用車
	北黒岩	14	23	13	13	0	自家用車

上越市地区別避難先等一覧

令和4年4月1日現在

避難経由所までの 主な避難経路	避難経由所	避難所	町内会
①県道25号柿崎小国線～国道8号～県道77号上越頸城大潟線 ②県道25号柿崎小国線～県道30号新井柿崎線～ 県道258号長坂潟町停車場線～県道77号上越頸城大潟線 ③北陸自動車道(大潟スマートIC下車)～県道77号上越頸城大潟線		八千浦小学校	川田
県道30号新井柿崎線～県道258号長坂潟町停車場線～ 県道77号上越頸城大潟線		直江津中学校	阿弥陀瀬
		川井	
		旧古城小学校	行法
			角取
		レインボーセンター	落合
			百木
		上越市総合体育館	桜町新田
		上金原	
		レインボーセンター	下金原
			下条
		直江津中等教育学校	上直海
		上越市総合体育館	江島新田
		直江津南小学校	高畠
		直江津小学校	岩手
			下灰庭新田
		八千浦中学校	芋島
			松留
			上中山
			猿毛
		直江津中等教育学校	城腰
			水野
			下牧
		直江津南小学校	岩野
		直江津小学校	米山寺
県道524号黒岩下小野線～県道30号新井柿崎線～ 県道258号長坂潟町停車場線～県道77号上越頸城大潟線			東横山
①県道25号柿崎小国線～国道8号～県道77号上越頸城大潟線 ②県道25号柿崎小国線～県道30号新井柿崎線～県道258号長坂潟町停車 場線～県道77号上越頸城大潟線 ③北陸自動車道(大潟スマートIC下車)～県道77号上越頸城大潟線		直江津中等教育学校	南黒岩
			北黒岩

上越市地区別避難先等一覧

令和4年4月1日現在

町内会		世帯数	人口	避難行動 要支援者等	(内訳)		避難先までの 基本的な避難手段	バス避難の際の 基本的な一時 集合場所
					避難行動 要支援者	乳幼児 (3歳未満)		
吉川区	川谷	13	21	8	8	0	自家用車	源地域生涯学習 センター
	石谷	8	19	5	4	1	自家用車	
	名木山	1	3	0	0	0	自家用車	
	大賀	5	12	2	2	0	自家用車	
	村屋	15	33	6	6	0	自家用車	
	稻古	16	41	5	4	1	自家用車	
	川袋	18	29	13	13	0	自家用車	
	大岩	15	30	6	6	0	自家用車	
	米山	6	11	4	4	0	自家用車	
	山中	7	12	1	1	0	自家用車	
	高沢入	9	19	13	13	0	自家用車	
	坪野	23	36	16	16	0	自家用車	吉川スカイトイア 遊ランド
	尾神	11	17	15	15	0	自家用車	
	国田	32	88	6	6	0	自家用車	吉川小学校
	福平・長坂	18	57	6	6	0	自家用車	
	道之下	31	89	7	7	0	自家用車	
	入河沢	13	32	3	3	0	自家用車	
	東田中	36	101	10	9	1	自家用車	
	河沢	33	99	12	10	2	自家用車	
	天林寺	20	54	5	5	0	自家用車	
	川崎	16	42	2	2	0	自家用車	
	土尻	18	55	7	6	1	自家用車	
	泉谷	15	42	5	5	0	自家用車	
	吉井	8	22	1	1	0	自家用車	
	下小沢	16	36	14	14	0	自家用車	
	東寺	4	6	1	1	0	自家用車	
	平等寺	4	8	1	1	0	自家用車	
	伯母ヶ沢	8	15	1	1	0	自家用車	
	後生寺	8	13	2	2	0	自家用車	

上越市地区別避難先等一覧

令和4年4月1日現在

避難経由所までの 主な避難経路	避難経由所	避難所	町内会
県道241号川谷十町歩線～県道61号柿崎牧線～ 県道258号長坂潟町停車場線～県道77号上越頸城大潟線			川谷 石谷 名木山 大賀 村屋 稻古 川袋 大岩 米山 山中 高沢入 坪野 尾神 国田 福平・長坂 道之下
県道78号大潟高柳線～県道240号上増田吉川線～ 県道258号長坂潟町停車場線～県道77号上越頸城大潟線		くびき希望館	南川小学校 河沢 天林寺 頸城地区公民館南川分館 泉谷 吉井 下小沢 東寺 平等寺
県道241号川谷十町歩線～県道61号柿崎牧線～ 県道258号長坂潟町停車場線～県道77号上越頸城大潟線		くびき希望館	伯母ヶ沢 後生寺
県道78号大潟高柳線～県道240号上増田吉川線～ 県道258号長坂潟町停車場線～県道77号上越頸城大潟線			
県道524号黒岩下小野線～県道61号柿崎牧線～ 県道78号大潟高柳線～県道240号上増田吉川線～ 県道258号長坂潟町停車場線～県道77号上越頸城大潟線			

上越市地区別避難先等一覧

令和4年4月1日現在

町内会	世帯数	人口	避難行動 要支援者等	(内訳)			避難先までの 基本的な避難手段	バス避難の際の 基本的な一時 集合場所
				避難行動 要支援者	乳幼児 (3歳未満)			
吉川区	泉	18	46	0	0	0	自家用車	吉川小学校
	赤沢	33	88	1	1	0	自家用車	
	下中条	24	63	4	4	0	自家用車	
	代石	36	98	10	10	0	自家用車	
	小苗代	17	40	7	7	0	自家用車	
	東鳥越	10	25	5	5	0	自家用車	
	片田	29	76	11	10	1	自家用車	
	三ヶ字	18	44	12	11	1	自家用車	
	二ヶ字	20	57	9	9	0	自家用車	
	下町	36	85	13	13	0	自家用車	
	原之町	227	532	39	36	3	自家用車	
	大乗寺	34	103	7	5	2	自家用車	
	竹直	53	168	17	14	3	自家用車	
	長峰	134	370	28	25	3	自家用車	
	山方	29	85	12	11	1	自家用車	
浦川原区	田尻	26	75	11	10	1	自家用車	吉川旭地域生涯 学習センター
	六万部	18	55	5	5	0	自家用車	
	町田	26	73	3	3	0	自家用車	
	西野島	81	232	11	10	1	自家用車	
	長沢	17	49	1	1	0	自家用車	
	神田町	36	109	9	8	1	自家用車	
	梶	52	148	3	3	0	自家用車	
	小麦平	2	3	0	0	0	自家用車	
大島区	板山	13	24	5	5	0	自家用車	大島旭農村環境 改善センター
	田麦	46	93	10	9	1	自家用車	
	竹平	9	24	0	0	0	自家用車	
	藤尾	6	13	4	3	1	自家用車	
大潟区	雁子浜	229	460	5	3	2	自家用車	上越市立上越体操場 ジムリーナ
	内雁子	32	101	5	4	1	自家用車	大潟体育センター
合計		5,135	13,222	1,170	1,031	139		

上越市地区別避難先等一覧

令和4年4月1日現在

避難経由所までの 主な避難経路	避難経由所	避難所	町内会
県道524号黒岩下小野線～県道61号柿崎牧線～ 県道78号大潟高柳線～県道240号上増田吉川線～ 県道258号長坂潟町停車場線～県道77号上越頸城大潟線		頸城地区公民館大坂井分館	泉
県道61号柿崎牧線～県道78号大潟高柳線～ 県道240号上増田吉川線～県道258号長坂潟町停車場線 ～県道77号上越頸城大潟線		頸城地区公民館明治南分館	赤沢
県道78号大潟高柳線～県道240号上増田吉川線～ 県道258号長坂潟町停車場線～県道77号上越頸城大潟線		くびき希望館	下中条
県道61号柿崎牧線～県道78号大潟高柳線～ 県道240号上増田吉川線～県道258号長坂潟町停車場線 ～県道77号上越頸城大潟線		旧小猿屋小学校	代石
県道78号大潟高柳線～県道240号上増田吉川線～ 県道258号長坂潟町停車場線～県道77号上越頸城大潟線		くびき希望館	小苗代
県道61号柿崎牧線～県道78号大潟高柳線～ 県道240号上増田吉川線～県道258号長坂潟町停車場線 ～県道77号上越頸城大潟線		頸城地区公民館南川分館	東鳥越
県道78号大潟高柳線～県道240号上増田吉川線～ 県道258号長坂潟町停車場線～県道77号上越頸城大潟線		片田	
県道338号原之町上下浜停車場線～県道78号大潟高柳線～ 県道240号上増田吉川線～県道258号長坂潟町停車場線～ 県道77号上越頸城大潟線	くびき希望館	明治小学校	三ヶ字
県道338号原之町上下浜停車場線～県道30号新井柿崎線～県道 258号長坂潟町停車場線～県道77号上越頸城大潟線			二ヶ字
県道240号上増田吉川線～県道258号長坂潟町停車場線 ～県道77号上越頸城大潟線		北諏訪小学校	下町
県道78号大潟高柳線～県道30号新井柿崎線～ 県道258号長坂潟町停車場線～県道77号上越頸城大潟線		頸城中学校	原之町
県道338号原之町上下浜停車場線～県道30号新井柿崎線～ 県道258号長坂潟町停車場線～県道77号上越頸城大潟線		旧小猿屋小学校	大乗寺
県道240号上増田吉川線～県道258号長坂潟町停車場線 ～県道77号上越頸城大潟線		飯小学校	竹直
県道78号大潟高柳線～県道30号新井柿崎線～ 県道258号長坂潟町停車場線～県道77号上越頸城大潟線		南川小学校	長峰
県道240号上増田吉川線～県道258号長坂潟町停車場線 ～県道77号上越頸城大潟線		頸城中学校	山方
県道78号大潟高柳線～県道30号新井柿崎線～ 県道258号長坂潟町停車場線～県道77号上越頸城大潟線		春日小学校	田尻
県道240号上増田吉川線～県道258号長坂潟町停車場線 ～県道77号上越頸城大潟線			六万部
県道376号名木山浦川原線～国道253号	浦川原区総合事務所	春日中学校	町田
県道13号上越安塚柏崎線～国道253号		飯小学校	西野島
県道78号大潟高柳線～県道30号新井柿崎線～ 県道258号長坂潟町停車場線～県道77号上越頸城大潟線	大島就業改善センター (大島地区公民館)	保倉小学校	長沢
～国道253号			神田町
国道8号	大潟区総合事務所	大島小学校	梶
			板山
			田麦
			竹平
			藤尾
		雁子浜	
		内雁子	

スクリーニングポイント候補地一覧

施設名称	所在地
野積海水浴場駐車場	長岡市寺泊野積
長岡市寺泊文化センター	長岡市寺泊磯町
道の駅 良寛の里わしま駐車場	長岡市島崎
道の駅 R290 とちお	長岡市柄尾宮沢
田ノ浦海水浴場駐車場	新潟市西蒲区間瀬
間瀬下山海水浴場駐車場	新潟市西蒲区間瀬
弥彦競輪駐車場（弥彦村総合コミュニティセンター）（弥彦体育館）	西蒲原郡弥彦村大字上泉
道の駅 国上	燕市国上
大河津分水さくら公園	燕市五千石
燕市分水公民館	燕市分水新町
燕市体育センター・交通公園	燕市大曲
吉田ふれあい広場	燕市大保
道の駅 パティオにいがた	見附市今町1丁目
見附運動公園	見附市本町字焼田所
栄野球場	三条市岡野新田
三条市役所下田庁舎	三条市荻堀
月岡公園	魚沼市堀之内
小出郷文化会館	魚沼市干溝（県立響きの森公園内）
堀之内除雪ステーション駐車場	魚沼市下島
八色の森公園	南魚沼市浦佐
十日町地域地場産業振興センター（道の駅クロステン）	十日町市本町
道の駅 濱替えの郷せんだ	十日町市中仙田甲
道の駅 まつだいふるさと会館	十日町市松代

<u>施設名称</u>	<u>所在地</u>
<u>直江津港南ふ頭緑地公園（直江津みなと風車公園）</u>	<u>上越市直江津</u>
<u>直江津港東ふ頭緑地施設</u>	<u>上越市大字黒井</u>
<u>南部産業団地</u>	<u>上越市頸城区上吉</u>
<u>大島就業改善センター（大島地区公民館）</u> <u>大島区総合事務所</u>	<u>上越市大島区岡</u>
<u>柿崎総合運動公園</u>	<u>上越市柿崎区法音寺</u>
<u>大潟区総合事務所</u> <u>大潟地区公民館</u>	<u>上越市大潟区土底浜</u>
<u>道の駅 よしかわ杜氏の郷</u> <u>長峰温泉ゆったりの郷</u>	<u>上越市吉川区杜氏の郷</u> <u>上越市吉川区長峰</u>
<u>国道8号渋柿浜簡易PA駐車場</u>	<u>上越市大潟区渋柿浜</u>
<u>北陸自動車道 栄PA 下り</u>	<u>三条市福島新田字上道下丙</u>
<u>北陸自動車道 黒埼PA 下り</u>	<u>新潟市西区木場字大南</u>
<u>日本海東北自動車道 豊栄SA 下り</u>	<u>新潟市北区高森</u>
<u>北陸自動車道 大潟PA 上り</u>	<u>上越市大潟区大字蜘蛛ヶ池字観音山外</u>
<u>北陸自動車道 名立谷浜SA 上り</u>	<u>上越市茶屋ヶ原宮ノ平</u>
<u>上信越自動車道 新井PA 上り</u>	<u>妙高市大字猪野山字大内田</u>
<u>関越自動車道 堀之内PA 上り</u>	<u>魚沼市大字根小屋字清水の上</u>
<u>関越自動車道 大和PA 上り</u>	<u>南魚沼市茗荷沢</u>

※ 候補地は追加や施設の状況変化（改修、譲渡等）を踏まえて、適宜見直す。

原子力災害時の主な避難経路図



上越市原子力災害に備えた屋内退避・避難計画

(初版) 平成27年9月
(改定) 令和5年月

担当課：上越市防災危機管理部市民安全課
原子力防災対策室
TEL 025-520-5663
FAX 025-526-5061